

ないのじやないのか、やはりインターネットと現実社会とは、規制の在り方、やはり平衡を失するようなことはなさるべきではないのかなという気もいたしますが、一方で、インターネットの特性を利用して悪質性が強まるのであれば、ここに着目して加重的に規制やまた対策を強化する手段の措置を講じても許されるのではないのかなという気がいたします。

結局のところ、インターネット上の問題に対する対応策や規制は、既存の同じような問題に対するものとネットの特性に着目した、その間のバランスの問題じやないのかなという気がいたすわけあります。しかし、インターネットといつても、ウンドウズ95が登場して以来まだ数年の歴史しかありません。そういった中で、どこまでをインターネットの特性に着目して規制すればいいかということはなかなか難しい問題だと思うわけあります。今後更にネット社会が成熟していくんではないのかなという気もいたします。今の規制が果たしてこれから先も適正であるということはなかなか保障できないものでありますので、これから不斷の努力で見直していくべきいけない必要性を強く感じるわけであります。せっかくの機会でありますので、今後増えていくであろうインターネット上の問題に対する対応策や規制に対し、大臣の基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(平沼赳太君) お答えする前に、委員長始め委員の皆様方に、ちょっと対米の交渉をしておりまして、大変御迷惑をお掛けしたことをおわびを申し上げさせていただきたいと思います。それでは、お答えさせていただきます。

インターネットにおける規制の在り方につきましては、一つは民間主導で市場が形成される、それから二つ目は変化的スピードが非常に速い、それから三つ目は国境のない市場が形成される、いうふうなサイバー空間の特質に応じた施策を展開をする、これが前提になると思います。

その前提の中で、電子商取引の特質を踏まえて、私どもは規制の在り方については三つの原則があるのではないかと思います。一つは、過剰なやり規制は排除して市場の創意工夫を最大限引き出す、こういう原則だと思っております。それから二つ目は、電子商取引市場においても、今までおっしゃられましたように十分な消費者保護を図るなど、インターネットの影の部分にも十分配慮をして、だれでも安心して参加できる環境を整備すること。それはやはり今お触れになられたように、一般のほかのもので非常に、ネズミ講なんていうことを言われましたけれども、そういった消費者にいかに対応するかと、こういうことも大事な観点だと思っています。三つ目は、国際的に調和したルールを構築する、この原則だと思っております。

今提出させていただいたいるこの法案は、こうした考え方に基づいて提出をさせていただき、今申し上げたこの原則に従いながら、電子商取引市場の活力のある意味ではなくてしまわないよう、インターネットにおける自由と規律の最適な関係について行っていきたい。その際、御指摘の点もあるわけですから、私どもとしては不斷の点検をこれからも行っていかなければならぬこと、このように思っております。

○加藤紀文君 ありがとうございます。引き続いて頑張っていただきたいと思います。この法案を提出される前に、「二月一日施行の省令改正がなされました。まだ二ヶ月程度でありますので改正の効果を云々することは難しいと思いまが、消費者の反響はどの程度あったのか、また通信販売事業者等への周知徹底や啓蒙をどのように行つてこられたのか、ちょっとお聞かせいたい」と思っています。

そういうものは、二月一日に施行されたわけですが、その前の一月と省令施行後の二月では携帯電話への迷惑メールの数はほとんど変わっていません。また、二月に送られた迷惑メールの九五%には広告と付されており、省令の浸透度は高

いと言いますが、広告と付けさえすれば広告メールは送つてもいいというお墨付きを与えたものだあります。また、広告用のパンフレットを六万部用意いたしまして、全国の消費生活センター、都道府県等に配布いたしております。さらに、テレビの政府広報番組あるいはモバイル端末への政府広報掲示において紹介するなど、様々な媒体を利用し、消費者や事業者への周知徹底を図ってきたところでございます。

その上で、二月一日に施行の運びになったわけでございますが、その結果として、二月末から三月に掛けまして、省令施行後に送られている迷惑メールを無作為抽出いたしまして、私どもの方でメールを無作為抽出いたしまして、私どもの方でござりますが、その結果として、二月末から三月に掛けまして、省令施行後に送られている迷惑

メールでは九〇%、パソコン向けのメールでは約八〇%ということで件名欄に広告マークの表示がなされています。そこで、このように思っております。

これまでおりまして、省令の遵守状況といたしましては、短期間でかなりの水準に達しているというふうに認識しているところでございます。

これによりまして、消費者がメールの件名欄を見ただけで商業広告と識別できるわけございま

す。その結果、例えばメールを開けずに削除した

り、あるいは事業者の電子メールアドレスを通信

する場合、受け取った方はどちらがどうかはよく

分からぬ。そしてまた、その行為について両省

の監督にあると、その辺の調整をどうやってい

くのかなど。また、罰則でも両案で違うわけであ

りますので、それをどうやって調整を図っていく

のか。また、この今広報の話がありました。監督

官庁も経済産業省と総務省で分かれてしまう。

して、この今回の法案の啓蒙といいますか広告、これは総務省と経済産業省でそれぞれやるのか、それとも統一して広報等を行うのか、併せてお尋ねいたしたいと思います。

○副大臣(大島慶久君) 加藤先生に私の方からお答えを申し上げたいと思います。

今回の新法の議員立法に関しましては、先生も

大変その中心的存在で、御苦労をお掛けいたし

たというふうに承知をいたしております。大変御苦労さまでございました。

そこで、この迷惑メール問題につきましては、昨年の十月から研究会を置きまして検討を重ねてまいりました。そして十二月に、特定商取引法の下で速やかに対応しなさい、こういう報告書を取りまとめさせていただいたところでございます。こういった経緯を踏まえながら、今年の一月、産業構造審議会消費経済部会に委員会を設置をいたしまして審議を行いました。一月の二十九日、提言の取りまとめをいたしましたところでございます。最終的には、商取引の公正と消費者の保護の観点から、特定商取引法の改正によって広告規制を行い、そして新法によって通信規制を行う、こういうことになつたというふうに理解をいたしております。

今後、この両法を軸の両輪といたしまして迷惑メール問題に効果的に対応していきたいと考えておりますけれども、運用段階では、議員立法における主管官庁である総務省始め関係省庁と十分に調整を行う必要があるということは今、先生が御指摘のとおりでございます。そういう努力をさせていただきたいと思います。

具体的には、広告である旨の表示方法等について統一したものに持つていきたい、こういうふうに考えているところでございますけれども、さらには、消費者に対して、法律が二つあるわけでござりますから、混乱がないよう十分周知徹底をしていただけるよう、総務省始め関係省庁等で協力しながら制度や運用の内容ができるだけ分かりやすく周知してまいりたい、こんなふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思いま

す。

○加藤紀文君 それでは、法案の内容についてお尋ねいたします。

インターネットが今ほど普及していない時期にもいわゆるスパムメールというのがありますし、迷惑メールに狭い意味での範疇に入ろうかと思うわけでありますけれども、法規制を掛けようとい

う声はそれほどありませんでした。これは、先ほど大臣のお話にもありました、インターネットコミュニティにおいては自治を重んじる世界であるということもありましたでしょうし、社会的な影響やまた被害が少なかつたというのもあったと思いますが、今回改正案を提出するに至った背景には我が国のインターネットの急速な普及があつたからではないのかなという気がいたしました。

我が国において特徴的なのは、携帯電話端末によるインターネットサービスの利用者が多いということでありましょう。平成十二年の一月には約四百六十万人加入だった利用者が、今年の一月、平成十四年一月には約四千九百万人加入と、二年間で十倍以上の驚異的な伸びを示しております。

携帯によるインターネット利用に関しては我が国は正に世界の最先端を行く国と言つても過言ではないような気がいたしますが、経済産業省もそいつた社会的環境を意識して、特定商取引法の施行規則改正の説明ページには携帯電話の画面に準拠した説明がなされております。

ただし、今回の改正内容を見ますと、携帯によるメール利用とパソコン等によるメール利用が区別されないといいますか、分別されていない。我が国のインターネットの環境を考えれば携帯電話に対する特段の配慮があつてもいいように思いますが、法の分野においてなかなか分けるのは難しうといとも分かりますし、また、我が国だけじゃなくて、これまた先ほど大臣のお話にありますように考へてみるに、法の分野においてなかなか分けるのは難しうといとも分かりますが、その点に関してはどういうお考えでされたか、お尋ねします。

○副大臣(古屋圭司君) お答えさせていただきま

す。

パソコンと携帯電話を区別をして、特に携帯電話に着目をすべきではないかという趣旨の御質問ですけれども、かつてはやはり携帯電話とパソコンというのは全く異質のものでございました。だんだんそれが融合していく、今は携帯のPDA

が携帯になりますし、一緒にモードもできるし、もうオールインワンになっております。

そういうことからすると、むしろパソコンと携帯メールというところに着目をして分離をするよりも、一方的にやはり商業広告が送られるということが迷惑でありますので、やはりそこに着目をして法案を整理をしていくというのがやはり妥当な考え方じゃないかという視点に立つて、今回もその一方的な商業広告に対する最低限のルールといふものを定めさせていただいた次第でございま

す。

世界の例を見ましても、パソコンと携帯電話を別に規制をしているというルールはどうも存在をしていないようございますので、そういう観点からもグローバルスタンダードにも合致をしているし、また迷惑メールの実態にも合致しているものではないかなというふうに考えております。

○加藤紀文君 先ほど省令の効果についてお尋ねいたしましたが、今回の法改正の効果というのは、省令には罰則がないために抑止力が低いと、罰則が適用される法律が改正されれば実効があるという意見もありますが、しかし表示義務違反等に違反しなければ罰則の適用もありません。結果のところ、広告と付された迷惑メールの数自体は減らないんではないかなと。

特定商取引法の目的は商取引環境の保持と消費者保護にあるということはよく承知しておるわけありますし、一般の国民は、国が迷惑メール対策に乗り出すということを聞けば自分の携帯に掛かってくる迷惑メールの数が減るんじゃないかななど期待するわけありますし、そうならなかつた場合、国への失望といいますか不信感も募ってしまふんじないかなという気がいたすわけありますので、更に踏み込んで迷惑メールの数 자체を減らすような方策というのは考えられなかつたということをお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(古田肇君) お答え申し上げます。

御指摘ありましたように、今回の法改正の目的は適正な商取引環境の保護と消費者保護でございま

います。メールの数を減らすこと自体ではないわけでございます。

この迷惑メールの難しい問題は、そもそも何が迷惑かということについての定義付けを法律によって国がどこまで踏み込んでやれるかというところにあるわけでございまして、今回の改正の基本的な考え方は、消費者にとって何が迷惑かといふことを前提として電子メールによる広告について最 小限のルール設定を行つたということであるわけでございます。

ただ、その結果として迷惑メールを抑止する効果を持つことは十分期待されるわけでございまして、例えば、消費者からいたん受信拒否という連絡を受けました場合にはこの法律改正によつて、以後その消費者に対してその広告メールを送ることができなくなるわけでござりますので、そういう点での抑止効果というはあるのではな

いかと。

あるいは、先般行いました省令改正によりましてアドレスの表示を義務付けたわけでございますので、各携帯電話会社によって特定の電子メールアドレスからの受信を拒否するというサービスもあるわけでござりますし、逆に特定の電子メールアドレスからだけ受信するようなサービスもあるわけでござりますので、この表示義務の関連で、迷惑メールの受信を消費者としてこういったサービスを利用して止めるということも可能になるわけでござります。

それから、広告マークの義務付けに関連いたしまして、この広告マークを見て、件名欄を見てそもそも消費者としてはメールを開けないということも可能でござりますし、近い将来、あらかじめ携帯電話会社に登録しておきましたして広告という表示をされたメールを一切受け取らずに済むようになりますと、この広告マークを見て、件名欄を見てそもそも消費者としてはメールを開けないというこ

す。

それから、今回の法律改正のほかに、御指摘の議員立法におきまして、通信規制の導入、特に架空電子メールアドレスによる送信の禁止でありますとか、電気通信役務の提供の拒否でありますとか、こういった規定が抑止効果を持つこともござりますし、また、今後通信事業者による技術的なサービスの面での更なる工夫と相まって、全体としては減少し、負担が軽減されていく方向になるんじゃないかというふつは私どもは期待しておるわけでございます。

○加藤紀文君 今、答弁の中にありましたけれども、迷惑メールといつても、今議題にしているいわゆる特定商取引法の範疇の迷惑メールと、これほどちかというと狭義の迷惑メールなんですね。もうちょっと広義の迷惑メールになると、そういう消費者とか商取引だけじゃなくて、今お話しにありました、何といいますか、インターネットを利用したビジネス、これにも影響を与えてしまう。そして、その中間といいますか、通信事業者にも迷惑を与える。

大手通信キャリアのデータによりますと、昨年の十一月でありますたが、一日に九億五千萬通メールというのが発信されている。そのうちの八億通は架空といいますか、あて先不明のメールである。残った一億五千万通が通常のメールである。そういう状態の中で何が起こるかというと、まともな通常なメールを発信している人でも、いわゆるメールの遅延問題、これが、今の特商法だけじゃなくてメール利用者の全体の問題であります。これを特商法で解消しようとか、先ほどの議員立法で一緒になってやろうとしてもなかなか難しいということはよく分かるんであります。やはりそこまで踏み込んだ、しつこいようあります、そういった迷惑メールの数が減る

であります。そのためお考えがあれば、よろしくお願ひし

ます。

○政府参考人(古田肇君) 御指摘の点、いろいろなビジネスとかいろいろな面で電子メールの送信が社会的な問題となって、いわゆる迷惑問題になつていくことはいろいろな形が今後考えられるわけでございまして、今般の法律改正は、実質的に迷惑メールと言われているものの中身が、いわゆる出会い系のサイトでありますとかアダルトグッズでありますとか、そういう消費者を取り引きずり込む手段としての電子メールの活用というものが我々の調査では圧倒的に多うございまので、これに対して手当をしたということございまして、今後のいわゆる迷惑メールの状況の変化に応じて、柔軟に実態を見ながら対応していくかというふうに考えております。

○加藤紀文君 そこで、いわゆる携帯電話への迷惑メール対策として、携帯電話会社がアドレスの変更をしたらどうかと結構推奨しているわけでありますが、これまた電子メールを利用したビジネスに痛手を与えるものであります。

ある商社が発行しているメールマガジンでは、メールアドレスの変更によって一ヶ月に二五%の割合で配信ができなくなる会員が増えたそうになります。小泉内閣もメールマガジンを発行しておりますが、同様な悩みをお抱えじゃないのかなという気がしますが。

逆に、迷惑メールの撲滅がメールビジネスの撲滅につながっても困るわけでありますので、その解決方法の一つとして、いわゆるオプトイン方式、これはメールの配信の許可を与えた受信者のみにメールを配信するということであります。そのためには通信事業者に新たな設備投資を余儀なくされるものである。規制が強過ぎるという意見もありますが、今回の改正案を見ても、他の条文との整合性からオプトイン方式の採用は見送って、受信者が配信を拒否した場合に送信を禁ずるいわゆるオプトアウト方式を取つております。販売側、送信側の事業者に対する規制を最小限度にしようという配慮も分かりますが、今申し

上げましたメールマガジンの例のように、インターネッタービジネスの健全な発展のために、イン

ターネットビジネスの健全な発展のためには、一見強いと思われるようなオプトイン方式を採用するのも一つの手ではないのかなという気がいたします。

そしてまた、オプトアウト方式には別の問題もあります。それは、広告を拒否するメールを送信する費用は利用者が負担しなければならない。迷惑を掛けられた上に費用まで負担しなくてはならないというのでは、正に泣きつ面にハチみたいな

ようなことになりますが、この問題に対しても、日本におけるインターネット環境の特異性も考慮する必要がないのかなと。

日本におけるインターネットは、接続は携帯電話によるインターネット接続が極めて多いということでありますので、パソコン等による通常の電子メールというのは月額で定額でありますから、幾ら送っても一緒であります。携帯電話から送信すると一通一円ぐらいですか、掛かってしま

う。そうしますと、あるベンチャー企業が調査したところによりますと、昨年の十二月には迷惑

メールの数が二千八百九十八通、今年一月には二千九百四十五通、二月には二千五百七十もあつたそうですが、一通一円としても月に三千円ぐらい断りの費用負担をしなきゃいけない。

そういう現状でありますが、諸外国で、先ほどお話をありました、大体オプトアウト制が採用されているというのは、日本みたいに携帯電話でのインターネット通信というのは余りない。ほとんどパソコン等による利用であるからそれも可能であります。日本の場合はちょっと事情が違うんだから、オプトイン方式も考えていいかがかなとしつこいようであります。その辺の意見を聞かせていただきたいと思います。

○副大臣(古屋圭司君) 幾つか御質問ありましたので、まとめてお答えさせていただきたいと思いまますけれども、まず、アドレス変更すると二五%ぐらい届かない、確かにそういう問題はあると思いませんね。

委員も私どもも後援会を作つておりますので、やはり実際の普通のメールでも住所変更になりますと後のフォローが大変だという、その実感は私たちも分かるわけでありますけれども、しかし一方、だからといって、じゃオプトアウト方式をやめることにつながるかと、必ずしも私はそうではないというふうに考えておるわけでございまして、今、委員御指摘のように、ドイツあるいはイタリアではオプトイン方式を使っておられますけれども、あとほかの国はすべてオプトアウトが大原則であります。OECDのガイドラインにもオプトアウト方式を使うというふうに規定をされているわけであります。

やはりIT社会あるいはインターネット社会といふのは、利便性をいかに享受をして、そしてその中から新しいビジネス、そして経済を活性化させていく、ひいては国民生活の利便性というか、それを提供していくことになりますので、そういうことは言えると思うんですが、そういう視点から、今度もオプトアウト方式にさせていただきました。

ただ、そういう迷惑ができるだけ防げるようなシステム、これは事業者側にもいろいろ工夫をしていただいておりまして、例えばフィルタリングサービスをするとか、あるいはアドレスの着信拒否、受信拒否あるいは送信拒否、こういうものをさせる。最近は、昨日の日経新聞にも一面にドメイン名も指定できるというようなことで、徐々にそういう迷惑メールを自己防衛をするという手段も実はできてきておりますので、私どもといたしましては、基本的にこのオプトアウト方式というのでいいのではないか。一方では、電話勧誘とかそういうほかの商取引、特商法で規定されているものはすべてオプトアウトでございますので、その辺の整合性から考えていいかがなのものかなと思っております。

もう一方で、いや、着信を拒否をした場合の費

用負担、事業者に電話する電話料も自らが負担することになるじゃないかと。確かにそのとおりでありますけれども、そういういた場合は、あらかじめ全部、今申し上げましたような手段もございま
すし、メールを捨ててしまったりとか、そういう通信事業者が提供しているいろんな制度を活用することによって対応できると思いますし、また、御承知のように、今般、びっくりマークを広告で付けた場合には簡単に捨ててしまうことがありますし、また省令改正をいたしまして、希望しない事業者からの広告は電子メールアドレスを通信事業者に登録しておくことで拒否することがで
きるというようなこともやっております。
そういうふた様な手段を講じておりますので、それは消費者あるいは利用者の選択の中で賢明な、自らが判断して一番いいと思われるものを活用していくということで十分に私は対応できると思
います。

ライバーシーを厳守しているということを国民に分かりやすく周知することによって、相談を持ち込みやすいような体制づくり、こうしたトラブルがやみに隠れることなく、実態が把握できるような体制を作る必要があるうかと思いますが、その辺はどういう対策が講じられているか、お尋ねいたしました。

れているものも含まれているということであります。犯罪の温床となつてゐるというのはゆゆしき問題であります。いい大人がこのサイトに引かれるのは、社会というよりは本人の問題だと思いま
すが、青少年に関しては、このような悪質サイトへのアクセスがオープンであるということは間違
こしすることのできない問題であろうかと思いま
す。

わけでございますので、そこに正に生きる力をや
はりきちんと身に付けねばならないと考えております。したがって、私どもは、情報化社会に主体的に対応できる情報活用能力を育成することが重要である。そのため、学校教育におきましては、情報活用能力としてのコンピューターやインターネットを的確に使う技能を習得させると同時に、今、委員御指摘なされました情報化の影の部分、これをしっかりと理解し、これを克服するための知識や態度を身に付けることも大変重要な点と考えております。

そこで、新しい学習指導要領では、中学校の技

術・家庭科におきまして、情操化が社会や生活に及ぼす影響を知り、情報モラルの必要性について考えるということにしておりますし、また、高等学校の「情報」におきましては、情報の収集、発信に伴つて発生する問題と個人の責任について理解させるという考え方で臨んでおります。

具体的には、教科書等は載っておりますけれども、中学校ですと、コンピューターウィルスや

チューインメールあるいはエーサーIDとパスワード流出の問題など、コンピューターを安全に使うにはどうぞご注意ください。

使うための心得をきちんと取り上げていくと、それから、高等学校では、意図的に捏造された情報

たとか、インターネットや携帯電話によるいたずらや犯罪、こういうものは社会的に話題になるわ

けでございますから、そういうものを調べて、具体的に対処を考えさせるように指導するというよ

うな取り上げ方をしておられるわけでございます。
これを実際に学校で更に具体的に教師が指導で

きますことがまた重要でございますので、そこを考えまして、児童生徒の情報モラルの育成やセ

キュリティについての指導内容、方法について解説した指導資料、あるいはそれを更に含んだC

D-ROM、こういうものを教育委員会や今学校に配っておりまして、その中で出会い系サイトな

どの迷惑メールの問題など具体的な事例を挙げて具体的に取り上げていくということにしていくわ

けだらねいます。

私どもとしては、言わばこれからの時代を考えれば、そういう情報化社会の光と影の部分をきちんと子供たちが身に付けていく、こういう方向での努力をしていきたいと考えているわけでござります。

○加藤紀文君 ありがとうございました。

引き続いてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に、インターネットセキュリティ一般にかかる問題についてお伺いしたいと思います。先ほど審議官の中にありました、国民生活センター発行の消費生活年報二〇〇一には、

最近の情報通信分野の問題点として、パソコンからインターネットへの接続は書き換えられてダイヤルQや国際電話につながってしまうというトラブルが紹介されておりますが、書き換えられてしまう原因には、利用者の方の知識不足などがあります。書換えプログラムをダウンロードしてしまって実行してしまうという、利用者にも問題がある問題が起っているようです。

このようないnternet上のセキュリティホールについて、経済産業省も適時警告を発しておられるようですが、例えば昨年の平成十三年十月二十日付で「Webサイトにおけるクروسサイトスクリプティング問題への対応について」という通知が商務情報政策局情報セキュリティ政策室名で発せられております。

このクロスサイトスクリプティング問題というのは、一言で言えば、特定のホームページにアクセスすることによってクレジットカード番号など個人の重要な情報が流出してしまうという問題がありますが、驚くべきことにこれが首相官邸のホームページではこの問題に対する対策ができていなかった。少なくとも今年の三月十三日現在ではできていなかったとホームページに載つております。IT政策の推進は小泉内閣の重点事項で

ありますけれども、その下に情報セキュリティ対策されただといいますか、無自覚だったということは許されるべきことではないと思います。

昨年十月に経済産業省の情報提供以降も放置さ

れたといいますか、ほっておかれたとあります

というのはアクティブエックスとかジャバスク

リトとか技術を利用されておるようあります

が、セキュリティの度合いを高めるためには、

ホームページにスクリプトを埋め込まない方がいいんじゃないのかなという気がいたしますが、

特に中央省庁のホームページにはしない方がいい

と思うんでありますが、中小企業庁のホームページにもかつてそういうのが入っていると指摘され

たことがあります、今はもう正されているのかどうか。確かにスクリプトを利用すれば動きのある楽しいホームページになるというメリットもありましようが、少なくとも中央省庁においてはセキュリティを優先すべきではないのかなという気がいたしますが。

以上の問題に限らず、中央省庁のセキュリ

ティー問題については、これは所管が明確ではありませんが、I-T戦略本部の副本部長の平沼大臣の考え方をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。いや、古屋副大臣でも結構であります。

このクロスサイトスクリプティング問題

の対策を含めて、政府の対策はどうなのかと、十分

なのかなという趣旨の質問だと思いますけれども。

かつて、今、委員の御指摘のあった問題以前に、政府のホームページにハッカーが入つて、

ファイアウォールをサーバーの外に置いてあつた組織がもし不十分であるということならば、そ

うのは日進月歩でございますから、やはり弾力的

に対応していくべきことをしていくということを、

非常に初步的なことでやられたケースがございまして、自來、いわゆる高度情報通信ネット

ワーク社会推進本部、これ総理が本部長でございました。

一方、経済産業省は、やはりその中で今まで過去の蓄積等々もござりますので、例えばコンピューターウイルスの問題であるとか、情報セキュリティの向上のために、いろいろな情報を特に中央省庁のホームページにはしない方がいいと思うんですが、中小企業庁のホームページにもかつてそういうのが入っていると指摘されたことがあります、今はもう正されているのかどうか。確かにスクリプトを利用すれば動きのある楽しいホームページになるというメリットもあります。そこで、いわゆる高度情報推進本部あるいはセキュリティ対策推進室と連携を取つて対応させていただいておりまし、また暗号問題なんかも総務省とも連携を取つてやっております。

やはり一番大切なのは、ネットワーク社会を構築していく上でセキュリティがなければ全く意味がないと言つてもいいぐらいのものであります。

一方、我々はこのセキュリティ対策というのも

二〇〇五年に最高水準の高度ネットワーク社会

を作るというふうに我々は大目標を掲げておりますが、その中にセキュリティ対策というのは重

要な柱として位置付けられております。今、委員

百二十一件です。それで、例のバックミラーの

自動車のパテントは一つだと、こうすることを

言いました。直ちに調べましたら、これは二〇〇

〇年だけでも日本の自動車の特許登録件数は五千

件です。それで、例のバックミラーのあ

れは、あれ間違いですね。ヨーロッパの方に、

ちょうど私がこの質問をしたとき、特許関係を地

域でやりましたとき、十年前ということで、時期

はちょうど一致しております。

わゆるドアミラーに、ドアミラーですね、あの特

許はヨーロッパの特許が強かつたわけで、日本が

強かつたんではなかつたようです。旧来はフェン

ダーミラーというところに付けておりましたね。

これを日本の運輸省はどうしてもドアミラーに付

けることを危険性があるということで許可しな

い。そういうことでヨーロッパの方が強かつたと

いうことで、私に資料を提供した方は全然逆な方

を私に提供してましたようで、十年前。その誤りで

ございました。訂正をします。

それでは、いよいよ今日の特定商取引法につ

て質問をさせていただきます。

最初、迷惑メールというのはどういうものかと

いうことに、皆さんも十分御存じでござります

が、国民にわかつていただくために、今、加藤委員が申されましたような内容を冒頭私も言わせて

あつたそつでありますて、かつて。それで、ハッカーガがついに勝つたと。ハッカーガが勝つた結果、そのハッカーガを国防総省に専門家として引っ張り込んだという逸話があるようでございますけれども、日本はそこまでやるかはともかくとして、それがらしい気持ちで、やはり内部だけではなくて外部の専門家を活用して、そのセキュリティ対策に万全を期していきたいと思っております。

○加藤紀文君 終わります。

○本田良一君 民主党・新緑風会の本田良一です。

私は冒頭、この法案とは違いますけれども、先般質問をしましたとき、ちょっと自動車産業に大変権威を傷付けることを言つておりますので、訂正をさせていただきます。

自動車のパテントは一つだと、こうすることを言いました。直ちに調べましたら、これは二〇〇〇年だけでも日本の自動車の特許登録件数は五千百二十一件です。それで、例のバックミラーのあ

れは、あれ間違いですね。ヨーロッパの方に、ちょうど私がこの質問をしたとき、特許関係を地

域でやりましたとき、十年前ということで、時期

はちょうど一致しております。

わゆるドアミラーに、ドアミラーですね、あの特

許はヨーロッパの特許が強かつたわけで、日本が

強かつたんではなかつたようです。旧来はフェン

ダーミラーというところに付けておりましたね。

これを日本の運輸省はどうしてもドアミラーに付

けることを危険性があるということで許可しな

い。そういうことでヨーロッパの方が強かつたと

いうことで、私に資料を提供した方は全然逆な方

を私に提供してましたようで、十年前。その誤りで

ございました。訂正をします。

それでは、いよいよ今日の特定商取引法につ

て質問をさせていただきます。

最初、迷惑メールというのはどういうものかと

いうことに、皆さんも十分御存じでござります

いただきます。

今回の特定商取引法改正は、いわゆる迷惑メール問題に対処するためと聞いております。迷惑メールが大きな社会的問題になったのは、昨年の四月ごろからと聞いております。この問題は単に社会現象ではなく、ＩＴ社会における今後の情報通信の健全な発展に極めて重要な影響を及ぼす問題であると思います。

メールは何と約八億通あるそうであります。残りの一億五千万通がユーザーに届くメールであります。が届く。それをセンターから各ユーザーに届けるわけですが、そのうち実在をしないあて先へのメールの処理センターには毎日約九億五千万通のメールが届ける時間も大幅に遅延をすると。この遅延をするのは、例えば今年の一月十六日、パソコンから発信をしましたメールが、朝の九時発信をして十六時間掛かっていると。だから、十時間、十六時間というのは普通なんですね。その携帯電話会社には一日当たり六百件からの苦情が殺到しているそうであります。

私は、迷惑メール問題の中身は大きく分けて二つあると思います。第一に、迷惑メールと言われるとおり、携帯電話やパソコンのユーザーが毎日毎日のしつこい広告メールに迷惑をしているということ。これは先ほどの例でいえば、一億五千五百万通のメールの中身の問題であります。第二には、大量の架空メールの存在で、メール全体の送受信速度が大幅に遅れ、企業ユーザーなどの業務使用などにも支障を来しているという問題であります。これは先ほどの会社の例で、八億通の架空メールの問題であります。

せまして約三百億円の費用を掛けてこの迷惑メー

ルに対応しているということです。
そこで、大臣にお伺いをしますが、私が今一つの問題点があると言いましたが、今回の法案ではその一方だけ、ユーザー被害対策のみで、送受信網の混乱、八億通の架空メールについての対策は全く盛り込まれておりません。これでは片手落ちであります。

ル対策をしようといつのは無理ではありますか。米国でも、迷惑メール規制法と消費者保護法の二つの規制法で取り組み、商業用目的の望まないメールと大量に送信されるメールの二つを象としているようですが、我が國ももつて包括的な新規立法が必要ではないでしょうか。臣にお伺いをいたします。

○國務大臣(平沼赳氏君)　迷惑メールの問題は、

委員御指摘のとおり、特に昨年の春以降、急速に社会問題化したところでございまして、そのほとんどというのが電子メールという手段を利用して一方的に送り付けられる商業広告、すなはち受け取った消費者を商取引に誘い込むことを目的とした広告でございます。

今回の改正案は、このような実態を踏まえま

て、商取引の公正と消費者保護の強化を図る観点から、特定商取引法により迷惑メール問題への対応を行つものであります。

用語
ルの問題については「電子メールの送受信」の問題も、議論の対象となります。この観点から、議員立法によりまして特定電子メール送信法が提出されると私ども承知しております。十一日の、本日の本会議で可決、成立をさせます。

る、こういうふうに見通しを聞いております。
したがいまして、御指摘のそういう問題がござ
いますので、今お願いをしているこの法律と議
立法のこの両法を車の両輪として、関係省庁で
互に連携を取りながらこの迷惑メール問題に効
的に対応してまいりたいと、このように考えて

ります。

○本田良一君 そのアメリカの、包括的と言いま
したのはアメリカを参考にと思って申し上げまし
たが、迷惑メール規制法、一つのですね、これは表記
発信規制を中心にやると、消費者保護の方は表記
の正確性規制を中心やってることですね。そ
してまた、アメリカは、この二つの定義方法を、
一つが商業目的の望まれない広告メール、大量に
送信されるメールというふうにちゃんと包括的に

先ほどから時間が十六時間も掛かるとか、今までの特定商取引法では、訪問販売とか、いろいろなもの、あるいは電話での営業目的の勧誘、そういうものも大変社会的な被害を与えてきたわけですけれども、この皆さんも数字を見られて、インターネットによるこの迷惑という、あるいはまた被害、それはもう膨大な、想像の外かな

い地球規模のこれは被害を与えるわけですね、迷惑を。だから、このことが、インターネット社会というものは今までのものとはもうまるっきり規模が違うと、そのことをやっぱり頭に置いて掛からぬと私はできないと思います。

の迷惑メール法案は特定商取引法の改正という形を取っております。特定商取引法は、その名前のとおり、商取引の中の幾つかを特定して規制するものであります。今回は、その規制対象にいわゆる迷惑メールを加えるものであります。しかし、この業界はイタチごっここの世界であります。規制しても次々新手の商売が現れます。特定商取引法の改正で対処する限り、これは常に後追いにならざるを得ません。

迷惑メール対策としては、特定商取引や指定商

品に限定せずに措置を講じることが適當ではないか。お伺いします。

○副大臣(古屋圭司君) お答えをさしていただきま

す。

今回改正をお願いしておりますこの特商法は、昭和五十一年に成立をいたしまして、訪問販売で

あるとか、あるいは平成八年には電話勧誘、それ

から平成十一年には特定継続的役務提供、また平成十二年には業務提供誘引販売取引、これは内職・モニターというようなものでございますけれども、こうやってその時々の実態に応じて六つの形態が今規制対象となつておりますし、そのうちの四つはいわゆる指定商品制度というのを取つておりますして、これはトラブルが生じることが多い商品を政令で指定しております。

こういう形で規制をいたしておりますけれども、基本的な考え方は、やはり健全な商取引の障害になることなく、やはりそういった違法なもの、あるいは消費者にとってトラブルを生じる原因となるものを必要最低限の規制として対応するということでありまして、実はこの迷惑メールでございますが、迷惑メールのうち、携帯電話向けではほぼ一〇〇%、またパソコンでも九〇%近くが商業広告を内容とする広告でございます。したがって、今回の改正で、この特定商取引法の下で、商取引の公正と消費者の保護の強化を図るという観点から迷惑メールへの対応を行うというふうにしておるわけでありまして、一方、例えばこの部分ではカバーできない分野、例えば不動産取引であるとか旅行あるいは薬品、こういったもの

についてはここにこの対象になつておりませんけれども、実はこういったものについてはそれぞれ個別の業法、事業法がございまして、ここでも指定をされておりますので、そこで十分対応はできるというふうに考えております。

また、今御指摘のよう、いろんな商売がどんどんこれから出てくるということありますので、そういった場合に、今後そういった新たな商品、新たなビジネス、新たなサービスがあつた場合は政令指定を速やかに行なうということができまます。今、七十五品目を挙げておりますけれども、これは役務とか金利も含んでおりまして、そういうふうに考えてまいりたいと思います。

したがいまして、今、委員御指摘のような後追いにならざるを得ないことを常に念頭に置いて我々も対処していくべきだと思っております。

○本田良一君 今の御答弁ですね、後でだんだんとクライマックスになつていきますから。

それでは次に、今回の特定商取引改正にしつかり盛り込まれましたはずのユーザー被害対策についてお伺いをいたします。

今年の二月に実施をされた内閣府の国民生活モニター調査では、迷惑メールに対する今後の対応策をユーザーに聞きましたところ、メールの受信の場合は料金を取らないでほしいと希望する人は六〇%、次に、登録をしたメールアドレス以外のメールは受信しないオプトイン方式を取り入れてほしいという要望、同時に大量に送信をされたメールを通信事業者は利用者に配信しないでほしいという要望が続きました。それぞれが四〇%。

しかし、今回の法案にはこれらは盛り込まれておりません。法案に盛り込まれた広告であることの表示の義務付けや受信拒否の意思表示をした後は再送信できないようという内容は、皮肉にも国民の希望としては八項目中最下位であります。それぞれわずか一〇%ほどの希望しかありません。

経済産業省は本当に国民の声を聞いて改正をされたのであります。この法改正ではユーザーの迷惑の大半は全く解消されないのでないかと思いますが、大臣にお伺いします。

○副大臣(古屋圭司君) 今回の法案を作成するに当たりまして、私どもも十月から研究会を作りました、そこで審議を行つてまいりました。また、パブリックコメント等募集をいたしまして意見を聞きまして、また消費者代表の方からも意見を聞かしていただきました。

そういう中で、我が省として対応できる法制度上の対応として、今、今回の法案をお願いをしております広告表示の義務付けであるとか消費者が受信を拒否した場合の再送信の禁止、こういった

ものについてお話を申し上げましたところ、それについては大変効果があるんではないかといった意見もいたいたいところでありまして、したがって我々はこの今回の法案の改正をお願いしているわけであります。

一方、今、委員御指摘の内閣府の調査で上位に挙げられている点ですけれども、まず一点が、登録アドレスのみの受信機能ということにつきましては、これは既に受信拒否も含めてできるように通信事業者、なつておりますが、先ほども答弁さしていただきましたが、昨日、日経新聞に一面広告、通信事業者が出しておられます、この受信機能、要するに登録アドレスのみの受信機能あるいは受信拒否あるいはドメイン指定ということもできるようになりましたという広告が出されておりまして、こういったことを広く利用者の方々に認識をしていただくことが大切だと思っております。

また、もう一つ御指摘のありました、大量にメールが送信をされる、これにつきましては、今回、与党案として国会に提出をされておりまして、今日成立するというふうに言われております。通信事業者に着目した法案でございまして、この議員立法で所要の措置が講じられるというふうに考えております。

ただ、現在でも、通信事業者の約款上、こういった一時に大量に送信されたメールは配信しないということは規定をされておりますけれども、この議員立法をもって更に法的に担保していくことになつたわけでございまして、私どもとしてそういう認識であります。

○本田良一君 それから、この法案の実効性に関するおもづ少しお伺いをいたします。

広告であるという表示を必ず付けなさいという趣旨の経済産業省令が二月一日から既に施行されています。その趣旨は確かに浸透しているようあります。しかし、本来の目的はそうではないのです。表示を義務付けることによって迷惑メールを大幅に減らすことになります。最近、かえつ

て迷惑メールが増えたという指摘もあります。省令施行後一ヶ月たちました。まず、実績はいかがでありますか。迷惑メールは本当に減りましたか。

二つ目が、省令改正後、特定商取引法違反の業者に対して改善命令、立入検査、業務停止命令などを行政処分を行つた実績はありますか。また、罰則を科した業者はありますか。業者は名前の公表を嫌がると思いますが、そもそも特定商取引法に違反した業者名の公表を行つたことはありますか。

○政府参考人(古田肇君) お答え申し上げます。

いわゆる迷惑メールとされているものの具体的な総数といったものについての正式な統計はございませんので、私ども必ずしも正確にその増減について承知しているわけではありませんが、二月末から三月に掛けて、省令施行後に送られた迷惑メールを無作為抽出して調査いたしましたところでは、携帯向けメールでは九〇%、パソコン向けメールでは大体八〇%程度において件名欄にいわゆる広告マークの表示がなされておりまして、そういう意味で省令の遵守状況はかなりの水準まで来ているのかなというふうに認識いたしております。

これによりまして、消費者がメールの件名欄を見ただけで商業広告と識別できる、その結果、

御質問でございました。

法律上は、業務停止命令を課した場合にその事業者名を公表するということになつております。これまでに既に一社に対して業務停止命令を課し、その名前を公表しております。

また、これとは別に、先ごろ、本年一月以降の違反行為につきまして、これまでの運用を改めまして、業務停止命令の前段階にござります主務大臣の指示というものがございますが、その段階におきましても、原則として事業者名を公表する方針を明らかにしたところでございます。これによりまして消費者トラブルの未然防止を一段と強化してまいりたいというふうに考えておる次第でござります。

○本田良一君 それから、経済産業省は、迷惑メールなど特定商取引法違反の事例に対する消費者の相談窓口として、財團法人日本産業協会や経済産業省の消費者相談室があると説明をしております。一般の消費者にとって、これらの窓口は大変貴重なものです。一般的の消費者にとって、これらの窓口は大変貴重なものです。一般的の消費者にとって、これらの窓口は大変貴重なものです。

大手通信業者には、迷惑メールに関して一日約六百件の苦情があるそうですが、経済産業省関連のこれらの窓口には、迷惑メールに関しどのくらいの相談件数があるのか、ちゃんと国民のために機能をしておるのか。

さしていただいております。私どもともいたしましたことは、この窓口で受け付けた情報に基づきまして、内容を精査した上で、三月末までに約一千五百のサイトについて特定商取引法の表示義務の違反があるというふうに認めまして、当省より、まず事業者に対して警告メールを送信したところでござります。現在、その改善状況を監視している段階にございまして、改善が見られない事業者に対しましては厳正に対処してまいりたいというふうに考えております。

三番目に、そもそも特定商取引法において違反事業者の公表をどのように考えておるのかという御質問でございました。

法律上は、業務停止命令を課した場合にその事業者名を公表するということになつております。これまでに既に一社に対して業務停止命令を課し、その名前を公表しております。

また、これとは別に、先ごろ、本年一月以降の違反行為につきまして、これまでの運用を改めまして、業務停止命令の前段階にござります主務大臣の指示というものがございますが、その段階におきましても、原則として事業者名を公表する方針を明らかにしたところでございます。これによりまして消費者トラブルの未然防止を一段と強化してまいりたいというふうに考えておる次第でござります。

○本田良一君 それから、経済産業省は、迷惑メールなど特定商取引法違反の事例に対する消費者の相談窓口として、財團法人日本産業協会や経済産業省の消費者相談室があると説明をしております。一般の消費者にとって、これらの窓口は大変貴重なものです。

大手通信業者には、迷惑メールに関して一日約六百件の苦情があるそうですが、経済産業省関連のこれらの窓口には、迷惑メールに関しどのくらいの相談件数があるのか、ちゃんと国民のために機能をしておるのか。

経済産業省の消費者相談窓口担当者のインタビュー記事が日本産業協会の発行する「あざばいざあ」という雑誌に載っておりましたが、インタビューの冒頭にこのような発言がありました。国連の行政機関の相談室として公平中立の立場が原則です。消費者は自分でトラブルを解決できるように側面からサポートすることが重要なポイントになつております。担当者の言葉ですが、どうやら、上司にそのように指導されているのであります。公平中立という発言がありますが、だれとだれの間で公平中立なのでしょうか。政府機関の公平中立とは、特定の政治家や利益団体にくみしないという意味での公平中立ではないでしょうか。

</

が、今ここに来まして、この問題をやるに当たってやっぱり参入規制か事後規制か、このことが大きな私はイニシアチブを握っているなど。多くの場合、アメリカ辺り、さつき副大臣の答弁でもあつてましたか、この通信事業ということをインターネット、二〇〇五年にはIT国家をつくるんだと、そのためにはインターネット事業を、あらゆるものを見国民の発想に基づいてファッショングとく沸き上がる中からオンライン事業が駆使されて、この社会が新しい産業を起こし、そして新しい活気満ちていくと、そういうことを曰旨しているわけですから、この場合、私は事後では対応できないと思いますね。先ほども、何億通という迷惑メールが飛び交う社会になるわけですから。

アメリカは、その点自由な市場経済で、とにかく事業展開はなるべく最小限度規制をしないでいくという信念に基づいて経済社会を構築しておりますけれども、彼らは果敢に、予測をされることを国民が、消費者がいかにこの事業展開によってどういう被害を被るか、そういうのを予測をちゃんとして的確に前もってやっぱり参入、法です、いわゆる罰則に対する規制ですよ、罰則に対しても規制はある程度もう八割方その法案ができるときにはやっぱりそういうところも細部にわたってやっぱり規制を、法を、罰則規定を設けておりますよ。

日本の場合は、事象が起こってから起こってから、そして起こってから犯罪対応を、司法対応をやるということがずっと取られておりませんね。このことを私はここで今回の特定商取引で非常に問い合わせたいところなんですよ。だから、私は、事象が起こってから迅速に対応するということも重要だけれども、アクションを起こす前にそういうことを、十分予想される、冒頭申しました迷惑メールの数が結局八億通の中の一億五千万通ですかね、それが迷惑メールになるわけですから、それだけはっきり予想をされているわけですか、そうしたときに今のいわゆる事後規制では対

応はできないと、こう思います。

だから、私は、刑事罰まで伴った、経済産業省の方はそうなりますけれども、そういうことをやつぱり毅然とそこまで踏み込んだことが重要だと、そういうことを言いたいわけですね。

だから、ここの中立とか公平、ここに経済産業省の相談室の消費者生活アドバイザーの三人の方が写真に写った資料がありますが、まずこの人たちは中立公平と言っていますが、私は、行政の作ったこういう相談室というのは、本当に国民の、市民の中にあってそういう対応の苦情を一杯聞いてきました。

例えば、これとは関係ないけれども、建築基準法でのあの欠陥住宅というものを、欠陥住宅を二十年前私が扱ったことがありますけれども、その扱った方は、行政相談室に何度も言ったけれどもどうにもならなかつた、あるいは県の紛争審査会に掛けてくれと言つても取り合つてもられないなかつたとか、そういうことで私のところに相談されたり、とうとう私はこの欠陥住宅、私、知らなかつたけれども、東京の日大まで出てきまして、その関係の鉄骨、コンクリートの中の鉄骨が間違いな

う本當にまれでしようね。だから、私は、その消費者相談の方が直接業者と対応するとか、あるいは私法の弁護士さんを紹介するとか、そういうことを含めて対応したとかありますけれども、それはもう本当にまれでしようね。だから、私は、その消費者相談の方が先ほどからの答弁でもありますけれども、私は、何が一つこの中でおろそかに

なつているかといえば、やっぱり警察ですよ。だから、こういう疑問が先ほどからの答弁でもありますけれども、私は、何が一つこの中でおろそかに

なつているかといえ、やっぱり警察ですよ。だから、この問題は本当に危険性がある、もう被害を現実に被っているという場合はやっぱり警察に直ちに照会をすることが重要だと思いますね。照会をして、そして例えばほかの事例については毎月一ヶ月こういう事例があつたと、それを警察に

から駄目という方式に変えないと、近い将来はどちらも対応できないのではないかでしょうか。オプトイン方式、すなわちユーチャーが求めない限り一回目電話を持つ世代であります。いきなりアダルト映像などを送つてくれば、一回目は駄目という理屈は通用をしないのではないでしょうか。オプトイン方式、すなわちユーチャーが求めない限り一回目電話を持つ世代であります。いきなりアダルト映像などを送つてくれば、一回目はいいという理屈は通用をしないのではないでしょうか。

それで、お尋ねをいたしますが、自由な事業活動と被害者保護の整合性が問われますが、その見解をお伺いをいたします。そのためには将来性の

ある先取りの法規制が重要だと思いますが、いかがでございますか。

次に、消費者保護の立場から、将来、事前規制

と事後規制について、いずれが望ましいか、お伺いをいたします。

○副大臣(古屋圭司君) 幾つかの御質問がございました。順番が相前後するかもしれませんのが、お答えさせていただきたいと思います。

ここにも書いてあります、行政の相談窓口といふ立場上、個々の企業に対して情報を知つていても具体的に名指しでコメントできないときが悩みますと、こういうことをやっぱり頻繁に私はこうしたことではありますけれども、そういうことをやつぱり頻繁に私はこうしたことと言つたわけですね。

だから、ここの中立とか公平、ここに経済産業省の相談室の消費者生活アドバイザーの三人の方が写真に写った資料がありますが、まずこの人たちは中立公平と言っていますが、私は、行政の作ったこういう相談室というのは、本当に国民の、市民の中にあってそういう対応の苦情を一杯聞いてきました。

だから、これは関係ないけれども、建築基準法でのあの欠陥住宅というものを、欠陥住宅を二十年前私が扱ったことがありますけれども、その扱った方は、行政相談室に何度も言ったけれどもどうにもならなかつた、あるいは県の紛争審査会に掛けてくれと言つても取り合つてもられないなかつたとか、そういうことで私のところに相談されたり、とうとう私はこの欠陥住宅、私、知らなかつたけれども、東京の日大まで出てきまして、その関係の鉄骨、コンクリートの中の鉄骨が間違いな

う本當にまれでしようね。だから、私は、その消費者相談の方が直接業者と対応するとか、あるいは私法の弁護士さんを紹介するとか、そういうことを含めて対応したとかありますけれども、それはもう本当にまれでしようね。だから、私は、その消費者相談の方が先ほどからの答弁でもありますけれども、私は、何が一つこの中でおろそかに

なつているかといえば、やっぱり警察ですよ。だから、この問題は本当に危険性がある、もう被害を現実に被っているという場合はやっぱり警察に直ちに照会をすることが重要だと思いますね。照

会をして、そして例えばほかの事例については毎月一ヶ月こういう事例があつたと、それを警察にから駄目という方式に変えないと、近い将来はどちらも対応できないのではないかでしょうか。オプトイン方式、すなわちユーチャーが求めない限り一回目電話を持つ世代であります。いきなりアダルト映像などを送つてくれば、一回目はいいという理屈は通用をしないのではないでしょうか。

それで、お尋ねをいたしますが、自由な事業活動と被害者保護の整合性が問われますが、その見解をお伺いをいたします。そのためには将来性の

ある先取りの法規制が重要だと思いますが、いかがでございますか。

次に、消費者保護の立場から、将来、事前規制

と事後規制について、いずれが望ましいか、お伺いをいたします。

○副大臣(古屋圭司君) 幾つかの御質問がございました。順番が相前後するかもしれませんのが、お

答えさせていただきたいと思います。

ここにも書いてあります、行政の相談窓口といふ立場上、個々の企業に対して情報を知つていても具体的に名指しでコメントできないときが悩みますと、こういうことをやつぱり頻繁に私はこうしたことではありますけれども、そういうことを言つたわけですね。

だから、ここの中立とか公平、ここに経済産業省の相談室の消費者生活アドバイザーの三人の方が写真に写った資料がありますが、まずこの人たちは中立公平と言っていますが、私は、行政の作ったこういう相談室というのは、本当に国民の、市民の中にあってそういう対応の苦情を一杯聞いてきました。

だから、これは関係ないけれども、建築基準法でのあの欠陥住宅というものを、欠陥住宅を二十年前私が扱ったことがありますけれども、その扱った方は、行政相談室に何度も言ったけれどもどうにもならなかつた、あるいは県の紛争審査会に掛けてくれと言つても取り合つてもられないなかつたとか、そういうことで私のところに相談されたり、とうとう私はこの欠陥住宅、私、知らなかつたけれども、東京の日大まで出てきまして、その関係の鉄骨、コンクリートの中の鉄骨が間違いな

う本當にまれでしようね。だから、私は、その消費者相談の方が直接業者と対応するとか、あるいは私法の弁護士さんを紹介するとか、そういうことを含めて対応したとかありますけれども、それはもう本当にまれでしようね。だから、私は、その消費者相談の方が先ほどからの答弁でもありますけれども、私は、何が一つこの中でおろそかに

なつているかといえば、やっぱり警察ですよ。

だから、この問題は本当に危険性がある、もう被害を現実に被っているという場合はやっぱり警察に直ちに照会をすることが重要だと思いますね。照

会をして、そして例えばほかの事例については毎

月一ヶ月こういう事例があつたと、それを警察に

から駄目という方式に変えないと、近い将来は

どちらも対応できないのではないかでしょうか。

それで、お尋ねをいたしますが、自由な事業活動と被害者保護の整合性が問われますが、その見解をお伺いをいたします。そのためには将来性の

ある先取りの法規制が重要だと思いますが、いかがでございますか。

次に、消費者保護の立場から、将来、事前規制

と事後規制について、いずれが望ましいか、お伺いをいたします。

まず、事前規制なのか事後規制なのかというところでございますが、やはり今、規制改革の推進の三か年計画というのを御承知のように政府でも取りまとめさせていただきました。これは平成十四年の三月の二十九日に閣議決定をしたわけでございます。日本は余りにも規制が多く過ぎると、だから社会的規制は必要最低限、経済的規制というのはできるだけ緩和をしていく、言わば事後チケット型行政への転換をしていくんだというのが政府の大方針でございます。私ども、そういう視点のつとりまして経済産業省としても以前から運営をさせていただいております。

やはり、余りにも規制が多いと健全な商売を害をするおそれがあるということであります。しかし、やはり社会的規制等々はびしつと対応して、迷惑に遭った人あるいはそれによって損害を被った人に対する法整備も必要であると、こういふ考え方に基づいてやつてまいりまして、今回のこの特定商取引法も、昭和五十一年の制定以来、そういう基本的な考え方を守りつつも、やはり消費者の迷惑あるいはトラブルというものを、もし生じた場合には速やかに対応できるように、例えば政令の指定においても弾力的対応をしてきたところでございます。

そして、これに関連をして、いわゆるオプトアウトなどのオプトイン規制なのかという御指摘がありました。

今、私が答弁をさせていただきましたように、やはりインターネット社会というのは、新しい技術をどんどん創出をさせることによって新たなビジネスが開けてくるという面もございます。そういったところに着目をすればやはり最低限の規制にとどめておくべきであろうという視点に立ちまして、今度はオプトアウト規制というものを探用をさせていただいております。OECDのガイドラインにおきましても、基本的に商取引についてはオプトアウト規制で行いなさいと、こういうことになつております。

一方、今、委員御指摘のありました、消費者か

ら了解がない限り商業広告を送つてはいけないといいわゆるオプトイン規制についてはどうなとかということでございますけれども、そもそもこの特定商取引法自体がオプトアウト規制という考え方に基づいておりますので、やはりそれに合致をさせなくてはいけないということで今回対応させていただきました。

ただ、小中学校の子供たちもそれによっていろいろな影響があるじゃないかという御指摘でございます。確かにそのとおりでございますので、やはり青少年の健全育成、保護という視点から、やはりこの商取引に着目をした今度の法案ではなくて、また別のやはり法体系でこの青少年の健全育成という視点で私は対応していくべきではないかなどいうふうに考えております。

あと、自由な経済活動と消費者保護とのバランスをどのように見るとかということでございますけれども、これは今私がお話し申し上げましたように、やはり自由な経済活動を阻害するような規定があつては健全な経済発展がない、しかし一方では、その結果消費者トラブルに巻き込まれた人あるいは社会的弱者と言われる人にその大きな犠牲がなつては意味がありません。私は、それをいかにバランスよく対応していくことが大切ではないかなというふうに思つておりまして、そういった視点から今回この法案の改正は提案をさせていただいております。

そうした中で、この消費者法制度改正の潮流としまして、これは経済産業省の消費経済政策課長の小川さんですか、言っておられますね。消費者と事業者との間の契約にかかるトラブルの未然防止や製品事故から消費者を守るといった場合に、ルールに違反した事業者に対し行政処分や罰則を与えるという行政規制の法律があります。そして、特定商取引法の中でのようない法には参入規制は課さない、参入規制は課さない、事業規制の法律がこれからだと、こういうふうに言つておられます。私は、先ほどから自由な事業展開、それはもちろん阻害してはいけないけれども、だから先ほどから規制をすることによってそういう阻害はいかぬとおっしゃる。

しかし、規制は一杯いろんなもので今まで、あの先ほど申しました私は不良図書のあれにでも、それがまちまちであれば対応が難しいと思いますが、この辺りはいかがでありますか。

そこで、総務省にもお伺いをいたしますが、経済産業省は総務省と相談をして統一をしますと言つておりますが、総務省はどうでしようか。また、フィルタリングサービスの早期導入を通信事業者に働き掛けるべきではないでしょうか。以上お伺いをいたします。

○副大臣(古屋圭司君) まず、私どもの部分につきましてお答えをさしていただきたいと思います。

今般のこの特商法の提案におきましては、特にその表示をどうするかということにつきまして、

おもくことは重要なだと思いますから、さつきから続けております。

○本田良一君 先ほどからその論争になっておりますが、私はこのことは非常に重要なと思います。まずこの点を今回の法案で一つの論議をしておきます。

まず、特に出会い系などの被害は昨年一年間で八百八十八件、二〇〇〇年の約八・五倍になっている。この中で、児童がこの出会い系で被害に遭つたのが三百八十四件。殺人も六件起きていた。特に女性の被害は九二・三%、未成年者はそのうち七九%と、サイト利用の被害が年々増加をしています。

そうした中で、この消費者法制度改正の潮流としまして、これは経済産業省の消費経済政策課長の小川さんですか、言っておられますね。消費者と事業者との間の契約にかかるトラブルの未然防止や製品事故から消費者を守るといった場合に、ルールに違反した事業者に対し行政処分や罰則を与えるという行政規制の法律があります。そして、特定商取引法の中でのようない法には参入規制は課さない、参入規制は課さない、事業規制の法律がこれからだと、こういうふうに言つておられます。私は、先ほどから自由な事業展開、それはもちろん阻害してはいけないけれども、だから規制をすることによってそういう阻害はいかぬとおっしゃる。

しかし、規制は一杯いろんなもので今まで、あの先ほど申しました私は不良図書のあれにでも、それがまちまちであれば対応が難しいと思いますが、この辺りはいかがでありますか。

そこで、総務省にもお伺いをいたしますが、経済産業省は総務省と相談をして統一をしますと言つておりますが、総務省はどうでしようか。また、フィルタリングサービスの早期導入を通信事業者に働き掛けるべきではないでしょうか。

以上お伺いをいたします。

○副大臣(古屋圭司君) まず、私どもの部分につきましてお答えをさしていただきたいと思います。

今般のこの特商法の提案におきましては、特に

やつぱり罰則規制、ちゃんと法と絡んだ、例えば刑事罰、やつぱり刑事罰を必ず加えておくことが重要だと思いますよ。今回の総務省の方には刑事罰が入っておりません。だから、私は、経済産業省はこの法案を事前説明に来られたとき、あの経済活動を阻害するようにもう事業規制は一杯あります。やろうと思えばまじめな人はできない、そういう規制は一杯ある。しかし、いつも脱法、そして犯罪、そして被害者は止めどもなく出てくれる。これは何かといえば、それぞれの法に刑事罰が掛かる、ちゃんと明記されていないからです。だから、常に日本は、事業規制は一杯ある。経済活動を阻害するようにもう事業規制は一杯あります。やろうと思えばまじめな人はできない、そういう規制は一杯ある。しかし、いつも脱法、そして犯罪、そして被害者は止めどもなく出てくれる。これは何かといえば、それぞれの法に刑事罰が掛かる、ちゃんと明記されていないからです。それを明記しなかったら、これは意味がないです。だから、そこを私は強調をしておきます。

私は、そういった視点から、今度の法律もそういう規制は一杯ある。しかし、いつも脱法、そして犯罪、そして被害者は止めどもなく出てくれる。これは何かといえば、それぞれの法に刑事罰が掛かる、ちゃんと明記されていないからです。それを明記しなかったら、これは意味がないです。だから、そこを私は強調をしておきます。

私はこの点を今回の法案で一つの論議をしておきます。

まず、特に出会い系などの被害は昨年一年間で八百八十八件、二〇〇〇年の約八・五倍になっている。この中で、児童がこの出会い系で被害に遭つたのが三百八十四件。殺人も六件起きていた。特に女性の被害は九二・三%、未成年者はそのうち七九%と、サイト利用の被害が年々増加をしています。

そうした中で、この消費者法制度改正の潮流としまして、これは経済産業省の消費経済政策課長の小川さんですか、言っておられますね。消費者と事業者との間の契約にかかるトラブルの未然防止や製品事故から消費者を守るといった場合に、ルールに違反した事業者に対し行政処分や罰則を与えるという行政規制の法律があります。そして、特定商取引法の中でのようない法には参入規制は課さない、参入規制は課さない、事業規制の法律がこれからだと、こういうふうに言つておられます。私は、先ほどから自由な事業展開、それはもちろん阻害してはいけないけれども、だから規制をすることによってそういう阻害はいかぬとおっしゃる。

しかし、規制は一杯いろんなもので今まで、あの先ほど申しました私は不良図書のあれにでも、それがまちまちであれば対応が難しいと思いますが、この辺りはいかがでありますか。

そこで、総務省にもお伺いをいたしますが、経済産業省は総務省と相談をして統一をしますと言つておりますが、総務省はどうでしようか。また、フィルタリングサービスの早期導入を通信事業者に働き掛けるべきではないでしょうか。

以上お伺いをいたします。

○副大臣(古屋圭司君) まず、私どもの部分につきましてお答えをさしていただきたいと思います。

今般のこの特商法の提案におきましては、特に

議員立法における主管省である総務省と十分調整をしてまいりたいと思っております。

確かに、委員御指摘のように、私どもは「広告！」でございますけれども、ほかの表示になってしまいますといふ意味で不具合が生じて

くると思います。そこで、そういった具体的な表示方法については、両省と調整をしまして表示方法は統一にしたいというふうに考えております。

これによって混乱が生じることのないような対応をさせていただきたいというふうに思つております。

○政府参考人(鈴木康雄君) 今、先生から御指摘の点、二つあつたといたします。

一つ、最初の方は、今、古屋副大臣からお話をございましたように、受信者の混乱することがないよう、私どもも経済産業省と相談いたしまして統一してまいりますつもりでございます。

二番目は、フィルタリングサービスの件でござりますが、先生御指摘のとおり、今の携帯電話等によります電子メールでは、受信者が個別に指定したアドレスからのみ受信できる、あるいはそうしたもののみ拒否できるという、言わば指定受信とかあるいは指定拒否機能というものがございますけれども、パソコンを使って行います電子メールにありますような、個々の受信者が個別に指定する、例えば特定のキーワードを入れて、このキーワードの入っているものだけ受け取るとか、こういうものは受け取らないとか、そういうふうなことが残念ながらできません。

そういったフィルタリングサービス機能というのは極めて迷惑メール防止の観点から重要なものでございまして、今、先生御指摘のとおり、こういった携帯電話での電子メールにおきましてもいろんな形でのフィルタリングサービスができるようなことを、研究を、まずは研究開発も含めまして、携帯電話会社に働き掛けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○本田良一君 本当にこれは、法案が出てきて、どちらも、こつちは広告、経済産業省は、総務省は特定電子メールでありますよと表示。そうすると、これは悪いことを考えようと思えば逃げ道は幾つもある。広告を出しておって、一方の特定電子メールを出していなかった。しかし、いざ間われたときには、どちらかを出しているから私は法に触れておりませんと、そういう逃げ道になりますね。だから、これは本当に早く改めないと悪用されます。

だから、大臣にお尋ねしますが、この両方の統一をしたあれば時期的にはいつごろお出しになりますか。

○国務大臣(平沼赳氏君) これは統一というの是非常に大切で、今、両省で一生懸命作業をしておりますので、なるべく早い時期にきちっと統一したいと思っております。

○政府参考人(鈴木康雄君) まず、大臣が、事業者にこれを、フィルタリングサービスを事業開発をさせるということになりますが、大体時期的にどういう把握をしておられますか。

○本田良一君 今、鈴木説明員からもありました

が、事業者にこれを、フィルタリングサービスを

お答えがございましたように、表示は完全に統一する必要がございまして、その際、極めて技術的な内容でござりますけれども、例えばびっくりマークというのも全角文字で打つとか半角文字で打つとか、その場合によってコンピューターあるいは携帯電話が認識できない場合がございますので、全角で打つても確認できる、半角で打つても確認できる、そういうふうなところで全部含められます。

○政府参考人(古田肇君) 二つの法律が成立いたしましたと、消費者から見ますと、今後、販売業者からのメール広告の受取を拒否することもできますし、同時に送信者からのメールの受取を拒否することもできるということになるわけございま

す。

○政府参考人(古田肇君) 二つの法律が成立いたしましたと、消費者から見ますと、今後、販売業者からのメール広告の受取を拒否することもできますし、同時に送信者からのメールの受取を拒否することもできるということになるわけございま

す。

それから、消費者からの情報提供を受ける窓口といたしましては、それぞれの法案で指定法人というものを想定しておるわけでございますが、その指定法人間の情報交換を密に行って、消費者がどちら側に申し出ても適切に対応がなされるようにならなければなりません。そこで、消費者の摘発まで進まないと法案の実効性は担保されない。今回の法改正によって警察は新たにどのように対応を取られるか、お伺いをいたします。さらに、消費者に対して、関係省庁で協力いたしまして、制度や運用の内容をできるだけ分かりやすく周知していくというふうに考えております。

それから、迷惑メールでも特に問題のある出会い系やアダルト系の業者には、その背後に暴力団が絡んでいることもあると聞いております。今回の法改正によって、最終的には警察が動いて悪質業者の摘発まで進まないと法案の実効性は担保されない。今回の法改正によって警察は新たにどのような対応を取られるか、お伺いをいたします。

○政府参考人(黒澤正和君) いわゆる迷惑メールでございますけれども、性的なビデオテープ等の通信販売でありますとか、インターネット上で性的な画像等の配信を業とする者によるものが大変多い状況にござりますが、委員御指摘のとおり、これらの業者の背後には暴力団が介在していることも少なくないと承知をいたしておるところでございます。

このような状況を踏まえまして、警察といたし

ましては、これらの営業を性風俗関連特殊営業として規制をいたしております風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づきまして、今後とも厳正な取締りを行ってまいりたいと考えております。

また、今回の法改正によって警察としては新たにどのような対応を取ることができるかというお尋ねでございますけれども、今申し上げました営業に関しては、国家公安委員会の主任の大臣である内閣総理大臣がこの法律上、経済産業大臣と並びまして特定商取引に関する主務大臣であるとされておりまして、これらの業者が迷惑メールによりまして改正後の特定商取引に関する法律の規定に違反をしました場合には、主務大臣または都道府県知事による指示又は営業停止等の行政処分が速やかになされるよう警察において事実関係の調査を行い、さらに、これらの業者が主務大臣等の業務停止命令に従わない場合には所要の検査を行うなど厳正に対処してまいりたいと考えております。

○本田良一君 次に、出会い系やアダルト系の商品販売やサービス提供は風俗営業そのものではないとしても、携帯電話にそれらの広告メールがどんどん入ってきたのでは青少年などに悪影響があります。風俗営業では広告メールをやみくもに送り付けることは禁止されていると聞いておりますが、出会い系、アダルト系のサービス広告メールも同じような警察署で規制できるのでしょうか、お尋ねをします。

○政府参考人(黒澤正和君) いわゆるアダルト系の商品販売やサービスの提供でございますけれども、先ほど来申し上げております風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律におきまして、性風俗関連特殊営業として規制されておるわけでございますが、これらの営業を営む者がその営業につきまして無差別に広告メールを送信することは、この法律の二十八条第五項第六号で禁止をされております「清浄な風俗環境を害するおそれのある方法」での広告又は宣伝に該当することと

なるわけでございます。このため、警察では、こうした業者による無差別な広告メールにつきましては、この法律を適用いたしまして行政処分を行なうなど厳正な措置を取つてまいりたいと考えております。

また、いわゆる出会い系サービスにつきましては、その実態把握に努めますとともに、今後、その実態を踏まえた諸対策につきまして、制度面を含めた諸対策につきまして検討をしてまいり所存でございます。

○本田良一君 それで、このインターネットによ

る今までの暴力団の資金対策、ここに私は相当たか申されると思いますが、私は今回、衆議院でも青少年の教育段階、文部科学省でいわゆる学校教育の中でそういう迷惑メールの、アダルト系も論議もされておりますが、まだどなたかされると思いますが、から省略をしておりますけれども、このことが、一つは教育問題が重要であるわけです。

もう一つ、この迷惑メールとは違います被害が現実に一杯暴力団の資金稼ぎのことなどで起こっております。それは、私も地元でいろんな自治会とか公民館活動とか防犯協会とか、そういうもので顧問で入っておりますが、近くに住んでおられる警察の方がそういうときいたまたまた教育面で講演に来られました。来ていただきまして、今携帯電話、インターネット、そういうことでの被害を教えていただいて私も驚いたんですが、この迷惑メールとは違ういわゆる被害ですね。携帯電話に

ね。

○政府参考人(黒澤正和君) いわゆるアダルト系の商品販売やサービスの提供でございますけれども、先ほど来申し上げております風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律におきまして、性風俗関連特殊営業として規制されておるわけでございますが、これらの営業を営む者がその営業につきまして無差別に広告メールを送信することは、この法律の二十八条第五項第六号で禁止をされております「清浄な風俗環境を害するおそれのある方法」での広告又は宣伝に該当することと

ら、これから将来、ある程度のものによっては百万の、たった一分も話していない、それなりのうした業者による無差別な広告メールにつきましては、この法律を適用いたしまして行政処分を行なうなど厳正な措置を取つてまいりたいと考えております。

また、いわゆる出会い系サービスにつきましては、その実態把握に努めますとともに、今後、その実態を踏まえた諸対策につきまして、制度面を含めた諸対策につきまして検討をしてまいり所存でございます。

○本田良一君 それで、このインターネットによ

る今までの暴力団の資金対策、ここに私は相当たか申されると思いますが、私は今回、衆議院でも青少年の教育段階、文部科学省でいわゆる学校教育の中でそういう迷惑メールの、アダルト系も論議もされておりますが、まだどなたかされると思いますが、から省略をしておりますけれども、このことが、一つは教育問題が重要であるわけです。

もう一つ、この迷惑メールとは違います被害が現実に一杯暴力団の資金稼ぎのことなどで起こっております。それは、私も地元でいろんな自治会とか公民館活動とか防犯協会とか、そういうもので顧問で入っておりますが、近くに住んでおられる警察の方がそういうときいたまたまた教育面で講演に来られました。来ていただきまして、今携帯電話、インターネット、そういうことでの被害を教えていただいて私も驚いたんですが、この迷惑メールとは違ういわゆる被害ですね。携帯電話に

ね。

○政府参考人(黒澤正和君) いわゆるアダルト系の商品販売やサービスの提供でございますけれども、先ほど来申し上げております風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律におきまして、性風俗関連特殊営業として規制されておるわけでございますが、これらの営業を営む者がその営業につきまして無差別に広告メールを送信することは、この法律の二十八条第五項第六号で禁止をされております「清浄な風俗環境を害するおそれのある方法」での広告又は宣伝に該当することと

京都等におきましては条例に基づく対応が進められています。こういったことを踏まえまして、地方自治体とも十分な連携を取つて対応してまいらなければならぬ、そういうふうに理解をいたしております。

また、通信事業者に関しましては、特定商取引法の執行に伴いまして、関係五省庁から通信事業者に対して、例えば特定商取引法に違反して迷惑メールを送信する事業者についての情報提供を行なうといったことも考えられますので、このようない連携の対策も検討してまいりたいとかように思っております。

○本田良一君 質問通告には入れておりません

ましたが、衆議院の方でも質問があつたと思いますから、よければ情報交換の中で、特に教育現場における青少年教育、その点ではどのように対応を。

○本田良一君 質問通告には入れておりません

ますが、関係省庁、地方自治体が協力も大切であります。通信事業者などの意見もよく聞いて取り組んでもらいたいと思いますが、いかがでござりますか。大臣にお願いをいたします。

○副大臣(大島慶久君) 先生の御質問の御趣旨は

正にそのとおりだと思っております。

特定商取引法は、御案内のとおり、従来から五つの省庁、すなわち経済産業省、警察庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省で共同して運用している法律でございますので、関係五省庁が一丸となってその運用に当たつてまいりたいと、かよ

うなっています。

それから、消費者からの苦情相談の多くは地元の消費生活センターになされること、あるいは東

といけませんね。

だから、どんなに迷惑法案を作つて、びっくりマークしたんだって、それをだれも後で大きな被害を被るということを知らずに使つてしまえば法は何にもならないわけですから、だから、その点の徹底が国民に対して重要な、特に青少年の教育現場に私は重要だと。このことを今回の法案は一つは大きく社会に問うてやると思いますから、その点をしっかりとお願いをいたします。

次に、特定商取引法は、通信販売や訪問販売など、一般的な消費者と対面販売の形で媒介するような一般的な商取引と区別をして、特定の商取引に規制を掛ける法律であります。しかし、このような商取引についてはまだまだ消費者の苦情が多い、電話セールスのしつこさに比べて消費者も多い。私は、特定商取引法という形で一部の商取引だけを規制するのではなく、商取引全体の中で規制すべきではないか、商取引の競争原理や自由競争の精神は尊重をしつつ、どうしても情報不足や経験不足になりがちな弱い立場の消費者を保護するような立法をすべきではないかと考えます。

具体的には、例えば広告手段一つ取つてみても、電話やパソコンのメールに頼らなくても、新聞や雑誌、テレビなどのマスメディアを使って広告ができるわけです。金が掛かるというなら折り込みチラシや街頭宣伝などもできるわけであります。問題は、個人を特定をして直接届く広告、電話やメール、訪問販売などであります。これが消費者の苦情の大きな原因であります。私は、こういった個人を特定をして、一方的に広告を宣伝することと自身を禁止すべきではないかと考えます。

例えば、パソコンであればホームページで広告宣伝するのは構わない。これは個人と個人を特定をして広告宣伝するものではありません。新聞広告と同じようなものだからであります。しかし、メールは駄目。無論、個人がメールを希望した場合は可とありますが、電話であれば勝手に名簿を入れ、片つ端から電話するのは駄目。無論、個人がメールを希望した場合は可とありますが、電話であれば勝手に名簿を入れ、片つ端から電話するのは駄目。

目という具合であります。商法そのものの改正になつても、とにかく特定商取引にかかわらず、すべての商取引において業者と消費者の力関係に基づいて、その基本理念を明確にするような法整備をすべきではないかと考えております。

このことはどういうことを言っているかといえば、特定商取引という限定をするんではなくて、やつぱり先ほどからずっと言つてゐる包括的な、これは商法そのものの改正まで発展をしていくよう大きなことでありますけれども、そういう商法を改正しても、やつぱり業者と消費者の力関係の強弱の問題を考えると、もっと基本的な法理念での法整備が必要ではないかと、こういうことを言いたいわけであります。

大臣の答えを。

○國務大臣(平沼赳夫君) 本田先生も御承知のように、特定商取引法では、商取引の分野では事業者による自由な営業活動を保障しながら必要最小限のルールを設定して悪質な行為を規制する、こういった観点から消費者トラブルの生じがちな勧誘方法による取引について規制を行つてきています。

具体的には、訪問販売とか電話勧誘販売においては、まず勧誘の仕方そのものに対する規制として、虚偽の事実を告げての勧説、人を威迫して強引な勧説、迷惑な仕方での勧説などを禁止しています。さて、そのすべてに網を掛けて、虚偽の事実を告げての勧説、人を威迫して強引な勧説、迷惑な仕方での勧説などを禁止してしまつた。さらに、自宅訪問や電話勧説といった特殊な勧説方法による取引についても、消費者が契約内容を十分に理解することを確保すべく書面交付の義務を課し、また消費者が十分に考慮しないままに契約を締結するような場合も多くのことを踏まえてクーリングオフ制度を設けるなど、措置を講じております。さらに加えて、電子メールによる広告の一方的な送り付けという新たな問題についても、今般お願いしております改正法案によりまして、消費者が拒否している場合にまで一方的に送り続けてはならないという必要最小限のルールを設定しているところでございま

しかしながら、このような範囲を超えて、御指摘のように、事業者から消費者にアプローチする

以上お伺いをして、私の質問を終わることといたします。

○副大臣(古屋圭司君) お答えさせていただきました。

訪問販売を含めて特定商取引全体にオプトインを入れる考え方はどうかということでございますけれども、私どもの基本的な考え方は、やはり商取引の分野というのは事業者が創意を工夫をしながら、そして営業活動を広げる、そしてそのことが電話勧説販売など、事業者側から消費者にアプローチする取引形態のすべてが問題を起こしていきます。事業者の営業活動を過度に制約するものだ

と、このように考えています。現に、訪問販売や

メールによる広告としてある意味では意義がございま

して、資力のない中小企業や個人企業でも活用可能な手法となっております。

そういう観点から、そのすべてに網を掛けて、そしてそいつ以外の方法でと、こういう御指摘でござりますけれども、もちろん悪用され消費者に迷惑が掛かる、こういうことがあってはなりませんけれども、今申し上げたような観点から特定商取引の存在意義はあると思っておりまして、

そういう中での体制を整備していく、こういうこと

で対応させていただきたいと、こう思つております。

○本田良一君 よろしくお願いします。

あと二つですね。どうしても特定商取引法にござるなら、私はこの際、特定商取引全体にオプトイン方式を導入するのも一案だと思います。それ

が駄目なら業者の認証制度を導入することが必要

ではないでしょうか。さつき言いました参入規制、事後規制、オプトインは、あくまでも迷惑

メールについては将来のことを予想して、私は強調してこの導入を推したいわけであります。

メー

ルについては将来のことと予想して、私は強調してこの導入を推したいわけであります。さつき言いました参入規制、事後規制、オプトインは、あくまでも迷惑メールによる広告の一方的な送り付けという新たな問題についても、今般お願いしております改正法案によりまして、消費者が拒否している場合にまで一方的に送り続けてはならないという必要最小限のルールを設定しているところでございま

いかがでありますか。

いうことはできませんけれども、今ヨーロッパではあるとかアメリカで私どもと同じような法制が今整備される。あるいは整備に向けて検討されるというふうに聞いておりますので、こういった各との連携をすることによって対処していくことができると思つております。

また、三月にO E C D の消費者政策委員会が開かれまして、この我が国の迷惑メールの取組について紹介を申し上げましたところでございまして、今後、このO E C D の中でも議論されると思ひますし、また私どもも積極的に外国に対してもこの法案を説明をして、世界のルールにしていくればというふうに考えております。

○本田良一君 もう一分でございますので、今のオプトインは、やっぱり日本のこの迷惑メール法案がオプトインを導入することによって、将来やっぱり国際的な一つの私は基準になるところ、こう自信を持っておりますから、是非その点、今後の三年後の見直しとかそういう中でひとつ実現をしていただきたい、それを強調して終ります。

どうもいつもありがとうございます。

○委員長(保坂三蔵君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時一十七分休憩

午後二時十三分開会

○委員長(保坂三蔵君) ただいまから経済産業委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○若林秀樹君 民主党的な若林でございます。午前中に引き続きまして、三十分間ほど質問させていただきます。私は、けさほど来の議論を聞いておりまして、

今回の法案は大きな前進ではありますが、やはり中途半端あるいはちぐはぐな感は私は否めないというふうに思ひます。

古屋副大臣は、参議院の議員立法と合わせて車の両輪だと言いましたけれども、両輪の輪の大きさがやっぱりちょっと違うんじゃないかという感じがしていますし、重なる部分での整合性がやはり取れていませんですね。これは、私はもう率直な感じはやっぱり否めないんじゃないかなという感じがしているわけでございます。

そもそもインターネットを使った商業広告というものは特定商取引の範疇以外のものもありますから、店舗を持って単純に広告するとか、あるいはメーカーが新製品を広告するとかは、もともと全然入っていませんから、規制の対象外ですので、そういう意味では、私は、I T 先進国家を目指すんであれば、ハードじゃなくて、これこそやっぱりソフトでの対応というものが私は高く、先駆けて新しい発想でのやっぱり対応をすべきではないかなというふうに思います。確かに、O E C D がオプトアウトがいいからといってやるんじやなくて、その先を行つて、やっぱり中長期な発想で私はこういうことも考へることによって、正にグローバルスタンダードを日本から発信できる、そういう発想が必要じゃないかなというふうに思ひます。

そういう意味で、I T 戰略本部の副本部長としての御見解というんでしようか、やはりもつと全省庁総掛かりでこういうことに対しきちつとやっぱり対応していくという姿勢がこのI T 戰略本部ではもつともっと議論されるべきじゃないかなというふうに思ひますので、もし御見解があればお聞かせいただきたいなというふうに思ひます。

○国務大臣(平沼赳夫君) 今回お願いをしておりますこの特定商取引法に対する法改正というのは、御承知のようすに大変急増し、そして消費者に迷惑が掛かっているそういう迷惑メールに対応すると、こういう形でやらせていただきました。

質疑

しかし、これから日進月歩のI T の世界でございまして、いろいろなことも今おっしゃったような形で想定するわけでございまして、私どもとしては、やはりこれからも臨機応変に、そしてその状況状況に応じてしっかりとした関係を関係省庁との連携を取りながらやっていかなければならぬ、こういう基本的な考え方を持ております。

○若林秀樹君 午前中、古屋副大臣が強調されていました広告を持つてきましたが、多分これだというふうに思ひますが、(資料を示す)四月十五日からDメイン指定受信機能が付くということで、確かにこういう技術の進歩によって迷惑メールが避けられるというようなお話をありましたけれども、ここまで携帯電話が普及しますと、今持つていう方と、いうのは必ずしも技術的なことが分かって使つているわけじゃないんですね。ダメインと言われてどれだけ多くの人が分かっているのかということはありますので、私はやはり技術の進歩とともに、やっぱり法的な対応も併せて、全民に対する普及できるようなものを創るというふうに思ひます。

通告していないんですが、ちょっと古屋副大臣にお伺いしたいんですが、言論の自由にかかるのがかかわってくるんではないかなというふうに思ひますけれども、いわゆる広告メール、いわゆる商業広告メールでない非商業広告メールということになりますと、当然これには言論の自由というものがかかるわけですから、言論の自由にかかるんではないかなというふうに思ひますけれども、仮に後援会活動等、携帯メールを使って、合法的にアドレスを集めても、そこには自分の報告、告知とかいろんなことをするということができるんであればお使いになりますか、古屋副大臣は、後援会、まあ選挙活動というとあれだければ。

○副大臣(古屋圭司君) 私どもは政治活動もあることは選挙活動も法律がございまして、その法律で許される合法的な範囲内でそれぞれの議員が創意

を工夫をして、なおかつ、費用対効果が一番いい方法を採用していると思います。恐らく、委員御本人もそうやっていかにして効率的に後援会活動をしていくかということを考えていると思いますけれども、当然私もそういう視点に立つて合法的にやれるものはできるだけ採用していこうとう今までの既存の手法にとらわれず対応していくことで私も取り組んでおります。

○若林秀樹君 非常に私もどうしたらいいかなというふうに考へるわけですが、それでも、やっぱりこれが非常に難しいところであつて、言論の自由と、一方、メールの特異性というのありますよね。これはやっぱりテレビの放映とかラジオとかと違いまして、やっぱり一方的に送り付けられてくる。それによる、苦痛を感じる人は苦痛と思いますし、古屋圭司さんの後援会であれば、ああ、頑張っているなということになるわけで、その辺がやはり難しいんじゃないかなという感じがしますけれども、これから大きな検討課題ではないかなという感じがしています。

次の質問なんですが、実は各都道府県、自治体もこの迷惑メールの対応をし始めしております。調べたところによりますと、兵庫県では不当取引を指定する消費者保護条例がいわゆる明日施行されるということとか、あるいは東京都も七月から同じような同様のメール規制をやるということでございまして、この辺の動きというんでしようか、ほかの自治体の動向も含めて、どのような評価をされているかお伺いしたいというふうに思ひます。

○政府参考人(古田肇君) 御答弁申し上げます。御指摘の地方自治体の条例による迷惑メール問題の取組といったしましては、今お話しございまして、この辺の動きというんでしようか、ほかの自治体の動向も含めて、どのような評価をされているかお伺いしたいというふうに思ひます。

た、東京都におきまして先月、消費生活条例の改正が成立しておりまして、七月から施行というところでございます。また、兵庫県におきまして今月の二日に告示、十二日施行という運びになつております。

東京都、兵庫県、いずれも不適正な取引行為を

規制するという観点から、電子メールによる広告について、いわゆるオプトアウト規制を採用いたしております。したがいまして、今般の御提案申し上げております特定商取引法の改正と内容的に整合的なものであるというふうに考えております。いずれも、消費者の受信拒否にもかかわらず、又は消費者に受信拒否の機会を与えることなく一方的に送り続けることを禁止する、こういう内容でございます。

これらの条例に違反しました場合には、知事による勧告あるいは事業者名の公表が行われるということございます。一方、特定商取引法の下では、罰則によって担保された主務大臣の指示や業務停止命令といったような行政処分が行われるわけでございます。

これを消費者から見ますと、どの県の住民であろうと、特定商取引法に依拠して、日本産業協会の窓口に情報提供を行つたりあるいは私ども経産省の消費者相談室等に苦情相談を持ち込むことは可能でございますし、これに加えて東京都や兵庫県の住民の方々には条例による対応も期待できると、こういうことになるわけでございます。

これ以外の自治体の動きについては今のところ私どもは承知しておりませんが、こういった状況の中で、国と条例を有する自治体とが情報交換など十分な連携を取つて対応をしていくことが必要であると考えます。

ちなみに、昨年私どもやつておりましたこの迷惑メールに関する勉強会で、東京都の担当の方々にも御参加いただきまして一緒に議論をさせていただいたところでございます。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

私は、たまたまここに兵庫県の資料がありまして、その改正の理由を読ませていただきたいんですが、この問題に対応するため、国（経済産業省）においては、特定商取引に関する法律により規制を図る等の取組が行われているが、同法は指定商品・指定役務制度を取つておるため、指定さ

れていない商品・役務が取引の対象とされる場合には、同法の適用がない。さらにまた、電子メールは今後新しい広告媒体として様々な商品の広告を送り付けてくることが考えられるが、こうしたことでも、むしろこの法案を先取りして、もっと広げた形での対応を今兵庫県が取ろうとしているわけですね。

実態としては、もうそれぞれの地方自治体がこいうう意識ですから、一方、こちらの方がやや狭めているという意味では、やや動きがやっぱりちばばではないかなというふうに思いますし、その対応窓口がそれぞれの県の中でできていくわけですから、今、何でしたか、日本産業協会とおしゃいましたか、そういうところとの、窓口との関係とか対応が、それぞの自治体、対応が違いますと、いろんな混乱を及ぼすことがありますので、これは冒頭に返るわけですが、もうちょっときちつとした、我が国としてのこの迷惑メールに対応した、対応の統一的なやつぱり、新法も含めてやつぱりやることが必要なんであろうという私は認識を持っておりますので、これは行政府だけじゃなくて、立法府の責任としても今後検討すべき課題ではないかということを申し添えていきたいというふうに思います。

その中で、取締りのことについてちょっとお伺いしたいんですけども、警察庁の方も来ているのは警察にも情報を提供して動いてもらうということがないふうに思いますが、今回、悪質な場合に働き掛け等を行つておるような状況にございまして、今後とも、こういった匿名性を悪用した犯罪等に対応すべく、関係機関と緊密な連携を取つて対応してまいりたい。

また、この種の取締り、犯罪捜査に当たりましては、専門的な知識等も要るわけございまして、例えは途中採用で専門知識、技術を有する者をハイテク犯罪捜査官として中途採用をいたして対応する、それから装備資機材を充実させる、こういった取締り体制の充実強化を図つておるところでございます。

また、取締りの体制といたしましても、各府県警察におきまして、専門的かつ部門横断的な体制をとらしましてハイテク犯罪対策プロジェクト

はなかなか、保存するというのは難しい等もありますので、この辺の、サイバー犯罪ということはどうぞあります。されども、部外、民間企業への委託研修等によりまして、捜査員等の知識、技術の向上を図つておるところでございまして、大変この種事案につきましては、取締り、犯罪の捜査、難しい面があるわけでございますけれども、今後のネットワーク社会の進展が予想される中で状況の変化に的確に対応できるよう、関係機関とも連携を取りながら、取締り等の所要のハイテク犯罪対策を積極的に推進してまいり所存でございます。

○若林秀樹君 その関連で、ちょっと質問を飛ばさせていただきますが、午前中に加藤委員からも中央省庁の対応の問題がありましたが、最近発表された民間業者の調査によりますと、八十ーの自治体や行政府のメールサーバーが国際的な不正中継データベースに登録されていることが判明したということで、いわゆるスパムメール、受信者の許可なくしていわゆるダイレクトにばんばん送っちゃうとか、あるいは名前を名のらずに偽名でそういうことができるかというようなことも非常に大きな問題として私はこれはあるんじゃないかなというふうに思いますが、I-T政策推進を掲げる国家としての信用にかかる重大な問題ですので、今この状況についてどんなふうに思われられているか、お伺いしたいというふうに思います。

特に、海外サーバーを経由している場合は、もうその時点で特定できなかつたり、あるいはアクセスログを長期間保護するというの

チームを設置をいたしておりまして、約五百名の人員が取締り等の対策に従事をいたしておりますところでございます。

さらに、これは警察庁と管区警察局、國の方でござりますけれども、都道府県警察の捜査を技術的に支援する技術対策課、こういう専門セクションを設置をいたしまして、府県警察に対しまして技術進歩に対する体制整備を図つておるところでございます。

また、部内の研修につきましても、部内の研修はもちろんござりますけれども、部外、民間企業への委託研修等によりまして、捜査員等の知識、技術の向上を図つておるところでございまして、大変この種事案につきましては、取締り、犯罪の捜査、難しい面があるわけでございますけれども、今後のネットワーク社会の進展が予想される中で状況の変化に的確に対応できるよう、関係機関とも連携を取りながら、取締り等の所要のハイテク犯罪対策を積極的に推進してまいり所存でございます。

○政府参考人(黒澤正和君) 委員御指摘のとおり、インターネットを悪用いたしました犯罪、ハッキングによる架空名義又は他人名義で利用を許すこととなるわけでございまして、犯人の特定、検挙までに長時間をするなどの問題が生じてゐるところでございます。

警察といたしましては、インターネットの利用に際しまして、例えば身元の確認が確実に行われるように関係機関、団体等と連携を図る。あるいは働き掛け等を行つておるような状況にございまして、今後とも、こういった匿名性を悪用した犯罪等に対応すべく、関係機関と緊密な連携を取つて対応してまいりたい。

また、この種の取締り、犯罪捜査に当たりましては、専門的な知識等も要るわけございまして、例えは途中採用で専門知識、技術を有する者をハイテク犯罪捜査官として中途採用をいたして対応する、それから装備資機材を充実させる、こういった取締り体制の充実強化を図つておるところでございます。

また、取締りの体制といたしましても、各府県警察におきまして、専門的かつ部門横断的な体制をとらしましてハイテク犯罪対策プロジェクト

○政府参考人(村田保史君) お答えいたします。今御指摘の情報システムの安全性の問題、その中に御指摘のような他者により悪用されない、そ

うした安全の問題について、私ども大変重要な問題と認識しております。

政府としましては、来年度からの電子政府の実現を控え、その情報セキュリティの確保のため、現在、各省庁におきます安全対策の推進状況のチェックなど各種施策を強力に推進しているところであります。

御指摘の不正中継データベースに関する問題であります。これにつきましては、一月の九日、総務省から情報提供がありまして、内閣官房として、同日直ちに関係省庁に対して事実関係の調査及び不正中継を利用される可能性がある場合には直ちに適切な措置が取られるよう連絡したところであります。

政府としましては、このたびのこうした事案も踏まえ、今後とも、電子政府の安全を始めIT社会全体の安全を確保するため、情報セキュリティ対策の推進に一層努力してまいりたいと考えております。

○若林秀樹君 不正中継データベースの問題はこれまで皆さんざん指摘されていて、余り対応を取つてこなかつたんですね。今回もまた、改めて民間調査が、そういうデータベースに載つかつておられます。そういう指摘があつたので、今回はこれで対応するということによろしいですね、もしお答えいただければ、至急対応するということであります。

○政府参考人(大野慎一君) 自治体の関係もございましたので、私の方からお答えをいたしたいと思いますが、実は私どもの方で、民間企業からの指摘を受けまして、中央省庁の関係にも御連絡は申し上げましたが、地方公共団体に対しまして情報提供を行つとともに、実はインターネットシステムの点検も依頼をいたしたところでございました。

そうした中で、特にこの自治体の情報セキュリティにつきましては、かねてからセキュリティーポリシーのガイドラインというものを作成しております。ファイアウォールでありますとかワクチンソフト、こういった経費につきまして

も地方財政措置をしておりまして、実際に対応をお願いをいたしております。

なお、特にこのセキュリティ教育、研修につきましても、不正アクセスなどが発生いたしました場合の緊急対応の体制の在り方を含めまして、今後とも職員に対しますセキュリティ教育につきまして地方自治体にもお願いをしてまいりうと、こういった状況にございます。

○若林秀樹君 是非とも早急な対応をお願いしたいなというふうに思います。これをやらないと逆に迷惑メールに手をかしていることになりますから、自治体自体が、第三者のいわゆるスパムメール業者から、そういうことになりますので、至急対応された方がいいんじゃないかなという感じがしております。

それから次に、コンピューターウィルス関係のことについてお伺いしたいと思いますが、今回はもちろん迷惑メールですからこれは対象となつていません。けれども、今コンピューターウィルス関係のメールがばらまかれて多くの人がやっぱり被害を被るような状況になつてゐるのではないかというふうに思ひます。

この対応状況について伺いますが、私が知る限りにおいては、これ自体を取り締まる法律といつのはないんですね。これで被害が及んで初めて何か対応できることがありますから、これについては問題ではないかなというふうに思いますが、取りあえずの対応状況についてちょっとお伺いしたいと思います。

○政府参考人(太田信一郎君) お答えいたしま

企業あるいは個人がネットワークを信頼して、安心してこれを利用していく上でコンピューターウイルス、委員御指摘のとおり、大変な脅威でございます。

私ども所管の情報処理振興事業協会でコンピューターウイルスの発見、感染の届出を受け付けております。一九九五年ぐらいからやっておりますが、九七年以降、届出件数が急激に増えています。

が、二〇〇〇年は一万一千件を超えており、二〇〇一年は三万四千件を超えております。今年も三月までに既に五千件以上の届出がなされているといふ状況でございます。

私も、コンピューターウィルス対策としての拡大防止をするために、十年ほど前ですが、コンピューターウィルス対策基準を策定。これは毎年更新していまして、その普及啓発を行つております。先ほど申しましたように、情報処理振興事業協会では相談の受付等も行つてあるところでございます。

先ほど御質問にございました、悪意を持って、被害がなくとも悪意を持つてコンピューターウィルスを配布する者への対応と、被害がないといふがなされております。そういう状況を見ながら、かつ関係省庁とも連携を取りながら、今後の大きな課題として取り組んでいかなければいけないとござりますが、これについては刑事罰の強化、あるいは規制の導入、これはやはり国際的な調和も必要だということで、各国においていろんな取組がなされています。そういう状況を見ながら、問題がござりますし、またデータの消去等が容易に行われ得ますことから、情報等の把握、確認が困難になるという問題もございます。また、電子商取引、これは取引が広域化あるいは国際化するということございます。このために、課税当局側から見ますと、取引の匿名性が高くなる、あるいは納税者の把握が困難になるというような

問題がござりますし、またデータの消去等が容易に行われ得ますことから、情報等の把握、確認が困難になるという問題もございます。また、電子決済が拡大いたしました場合に、財貨移転の追跡が困難になる等々の様々な問題がござります。したがいまして、こういう中でこういう取引に対しても適正公平な課税を実現するということが必要であるうと思っております。

具体的にこれに対するために、国税当局におきましては、すべての国税局に電子商取引専門調査チームというものを編成いたしまして、専門的な知識を有する職員を配置いたしまして、事業者の把握、あるいは事業者に対する税務調査資料等の収集というようなことに努力いたしておるところでございます。

今後とも、なお一層このような努力を続けていきたいというふうに思つております。

○若林秀樹君 その関係で、グローバル上の課税上の問題もやっぱりあるんじゃないかなというふうにお伺いしたいというふうに思ひます。

電子商取引の課税の問題でございまして、電子商取引が拡大すればやっぱり消費税等が捕捉されてしまうんではないかという感じがしてます。今でも脱税容疑が非常に多い中で、今後、電子商取引が拡大していった場合に、やっぱり捕捉する

ことがどんどん難しくなってくるんじゃないかなとふうに思います。

ある学者によれば、逆にそのことが政府の支出を削減して小さい政府を作る方向になるんではないかというぐらい非常に危機感を持っている学者さんもいらっしゃるわけでございまして、今日は関係部局じゃないかもせんけれども、この辺の認識と対応についてちょっとお伺いしたいな

というふうに思います。

○政府参考人(石井道遠君) お答えいたします。

今、先生御指摘なされましたとおり、一般的に電子商取引、これは取引が広域化あるいは国際化するということございます。このために、課税当局側から見ますと、取引の匿名性が高くなる、あるいは納税者の把握が困難になるというよ

ります。九七年が二千三百件余りでしたんで

を特定して消費税、関税は掛けられるわけです
が、ネットでの取引というのは非常に難しい。

昔であれば、音楽ソフトをダウンロードするだけでも相当かたんです。今ではもう瞬間にできますから、その辺の今の課税状況について、国際的な取決めはあるのかどうか、その辺にどういふうに対応されているか、ちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

○政府参考人(石井道遠君) お答えいたします。

今、先生におっしゃいましたとおり、国境を越えた取引についての課税の扱いでござりますが、これが物の場合であれば、取引者が通関の際に課税あるいは消費税あるいは個別の間接税というものを納税することになっておるわけでございます。しかしながら、海外の事業者がインターネットを通じていわゆるデジタルコンテンツを配信いたしますような取引につきましては、現在の法令上、国外取引ということで消費税の課税対象外となつております。

このようなグローバルなインターネットを通じて行なわれます電子商取引の今後の課税の在り方にについてでございます。これにつきましては、現在、OECDにおきまして、日本、EUのほか、OECD非加盟国、さらには民間企業の代表も参加をいたしまして検討が行われている最中でございます。我が国といたしましても、まず電子商取引の発展状況、あるいは実態の把握ということに努め、このOECDの議論に積極的に参加をしていきたいと思っております。

また同時に、このような国際的な議論の方向あるいは成果、これは実はOECDにおきましても、昨年五月、中間報告がこの分野で出されておりますが、このような成果を見守りながら、課税の原則を踏まえて、今後更に検討を進めたいといふふうに思っております。

○若林秀樹君 物ですと国内取引になつて、ソフトだと海外になると、いうのはちょっと矛盾するよくなところはあると思うんですけど、これは国際的な取決めで今そくなつてあるということに

なっているんであれば、それぞれの会合の中で日本としても積極的に発言しながら、やつぱりあるべき姿というのを私は模索していく必要があるんではないかなというふうに思います。

もう時間がありませんので、もう最後にならうかと思いますけれども、じゃ、その関連で、国際間の取引に起るいろいろな消費者トラブルがありますので、この辺についてお答えいただければ有り難いなというふうに思います。

いずれにしても、この問題で最後にしますけれども、冒頭申し上げましたように、IT先進国家としてハードだけじゃなくてこういうソフト面に

おいても世界の先を越すような動きを是非日本からやつぱり発信していただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わりたいというふうに思います。

○副大臣(大島慶久君) 電子商取引におきます消費者保護、これは、先生おっしゃいますように、

国際的な側面を重視することが極めて必要である

といふふうに考えております。

まず、政府が法制度の構築を行うことに際しまして国際的な整合性を確保することが極めて重要

でございます。今般の法改正に際しましても、OECDの電子商取引消費者保護ガイドラインある

いは各国における法制を踏まえながら、国際的整合性の確保に十分配慮をさせていただいたつもりでございます。

そしてまた、政府間の調整のみならず、民間レベルでの取組を通じた環境整備ということも極めて重要であるといふふうに考えております。現

在、これらとの間での連携を図るオンライン・トラ

スト・アライアンス構想の実現に向けて関係機関の間で協議が進められているところでござい

ます。また、本年二月からは電子商取引推進協議

会におきまして、米国、韓国の関係団体と連携を

しながら国際間の電子商取引にかかる消費者ト

ラブルを解決する仕組みの試験的運用も開始して

いるところでございます。

先生の御質問の趣旨を十分とらえまして、これ

からもしっかりと連携、協力を支援していく所存でございます。

○若林秀樹君 ありがとうございました。

○委員長(保坂三蔵君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りをいたします。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に金融庁総務企画局参事官増井喜一郎君を政府参考人として出席を

求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(保坂三蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定をさせていただきます。

○委員長(保坂三蔵君) 質疑を続行いたします。

○荒木清寛君 法案に先立ちまして一問、大臣に

お尋ねをいたします。

今朝方、米国ゼリックUSTR代表とお会い

になつて会談をされました。もちろんその案件

は、いわゆる鉄鋼輸入に係るセーフガード措置についていかに打開をするのかというお話をあつた

かと思います。この点につきましては、もう大臣も談話の中で、九八年以降、米国の鉄鋼輸入はおむね減少傾向にある中でのこうした措置につい

ては極めて遺憾であるという表明でございまして、適切な措置を我が国としても取ることが求められるわけでございます。

そういう中で、今日の協議によって多少の前進

といいますか、があつたのかどうか。そしてまた、今後この問題についてどう経済産業省として

対応していくのか、お伺いをいたします。

○國務大臣(平沼赳夫君) 今朝、限られた時間で

ございまして、大麥委員会の皆様方にも遅刻をして御迷惑をお掛けいたしました。私、既に談話で

出してありますけれども、米国の鉄鋼のセーフ

ガード措置につきまして私から改めて我が方の懸念を強く伝えたところであります。

今ちょっと御指摘ありましたけれども、一つ

は、米国の鉄鋼産業の抱える主たる問題は国内産業自身の競争力の欠如ではないかと。だから、安易に輸入に原因を求めてセーフガード措置、それを講じることは本質的解決とはならないんじゃないいか、このことを第一点申し上げました。第二

は、今回の米国セーフガードの措置はWTOの協定が求める要件を満たしていないと、このことでもう時間がありませんので、もう最後にならうかと思いますけれども、じゃ、その関連で、国際間の取引に起るいろいろな消費者トラブルがありまつて、この辺についてお答えいただければ

もう時間がありませんので、もう最後にならうかと思いますけれども、じゃ、その関連で、国際

間の取引に起るいろいろな消費者トラブルがあ

りますので、この辺についてお答えいただければ

もう時間がありませんので、もう最後にならうかと思いますけれども、じゃ、その関連で、国際

間の取引に起るいろいろな消費者トラブルがあ

りますので、この辺についてお答えいただければ

もう時間がありませんので、もう最後にならうかと思いますけれども、じゃ、その関連で、国際

間の取引に起るいろいろな消費者トラブルがあ

りますので、この辺についてお答えいただければ

もう時間がありませんので、もう最後にならうかと思いますけれども、じゃ、その関連で、国際

間の取引に起るいろいろな消費者トラブルがあ

りますので、この辺についてお答えいただければ

もう時間がありませんので、もう最後にならうか

かと思いますけれども、じゃ、その関連で、国際

間の取引に起るいろいろな消費者トラブルがあ

ありますので、五月一日には少なくともあなたたちは「こういう代償を含めてちゃんと準備をしておいて、そこで最終的に話合いをしようと、こういうことを申しました。ただ、アメリカの方は、まあ当然のことでしょうけれども、私のあれに対しではWTOに整合的であると認識していると、こういう返事がありました。

○國務大臣(平沼赳氏君) 荒木先生御承知のよう
に、迷惑メールの問題は昨年の春以降にこれ急速
に社会問題化してまいりました。そのほとんどは
電子メールという手段を利用して一方的に送り付
けられる商業広告 すなわち受け取った側を、そ
の消費者を商取引に強引に誘い込む、こういうこ
とを目的とした広告でございます。

うふうに思います。
ただし、消費者の立場からすれば、広告も様々あるわけでありまして、その広告の内容といいましてか、業種の内容によっては見てもいいという場合もあれば、そういうアダルトや何なりの話であればもう見ないよという場合もあるわけでありまして、もつ一つ工夫しまして、「一広告！」だけで

販売をする場合でも、あらかじめ先方の相手方の了解を得なければ訪問してはいけないというぐらいい厳しいそうした営業活動についての規制があるよう聞いておりますけれども、そうしたことも含めて諸外国のそうした動向も踏まえて今回検討されたのかどうか、御説明を願います。

そういう形で、これからが本格化すると思いま
すけれども、今日は第一段階、私どもとしては日
本大使長官代理ニニハシマラフニニミテ、ニニ

今回の改正では、このような実態を踏まえまして、規制対象を商業広告に絞らせていただきまして、商取引の公正と消費者保護の観点から見ます。

はなくて、そこに例えば「！広告！食品」とか「風俗」と書くとか、そういうことを義務づける二つから「二二三はくを付けて」

書く
務付
す。
今日はオプトアウトといふことでさせていただだ

本が主張すへまゝとはきむこと主張しておいたところです。

商取引の公正と消費者保護の強化を図る観点から、特商法によりまして迷惑メールの問題への対応を行つ、こういうことにいたしました。した

いふといふなことは今後検討する必要は
んでしょうか。

ない
きました。これは幾つか考え方があざいまして、
まず一つは、やはりこういった新しい形の商売で

したいと思います。おっしゃるとおり、そうした不當性を主張してこの措置の撤回を求めるということもやつていただきたいと思いますし、また先方の手続によれば適用除外品を決めるという手続もあるそうでありまして、そういう中で日本はなかなか米国ではできないようなものを輸出していふといふいうふうな事情からうつむき合つてござります。

がいまして、規制の内容としましても、事業者の経済活動の自由というのも十分に配慮しまして、事業者に対する必要最小限のルールとして、消費者が拒否している場合にまで一方的に電子メールによる商業広告を送り続けるのはならない、いわゆるオプトアウト方式、オプトアウト規制を採用したことになります。

今、先生がおっしゃられましたように、一
に商業広告メールを送り付ける、こういう業
対しまして、今回は法改正し、いろんな義務
しているわけでございますが、その結果、消
は一方的に送られてくる商業広告は見たくない
いう場合には、件名欄の広告マークを見てメ
を開けることなく削除することが可能になる

方的
者に
を課
費者
いと
一
わ
な

ござりますから、広く商売のチャンスを広げていくという視点も必要でございます。やはりそういった新しいことを創造するということは新しい技術が広がっていくことになりますので、こういった観点からは、まず必要最低限のルールにして、そして実際に迷惑を被る人に対しで効果のある規制をしていくと、こういった考え方

いろんなオプションを考えながら交渉に臨んでいただきたいたいと思っております。
そこで、本件でございます。いわゆる特商法の改正は、広い意味での迷惑メールの規制ということですござります。

なお、仮に非商業広告まで規制対象にしようとしたれば様々な表現活動に対し制約を設けることになりますて、御指摘のとおり、憲法上の表現の自由との関係でも慎重な議論が必要となる。特定商取引法の今回の法改正は、いろいろ議論をいたしまして、以上のように商業広告に限つて必要最

でございますが、御指摘の、広告の内容にわざと事項をどこまで件名欄に書き込むことができないかにつきましては様々な御意見があるとふうに思っております。

迷惑メール対策としての表示義務としては

方に立ちましてオプトアウト規制というものをやらさせていただいたわけでございまして、実は〇 ECDのガイドラインでもオプトアウト規制というものを指定しております。

世界の例も調べてみましても、ドイツあるいはイタリアが一部オプトイン規制をしているところ

この迷惑といふこともいろいろあります。メールの内容が迷惑である場合もあれば、あるいは送つてくる本数が迷惑の場合もあれば、あるいは夜の夜中に携帯電話が鳴るという迷惑もあります。

小限の規制を課すことにいたしまして、表現の自由との関係で特段の問題を生ずることはない、このように私どもは考えておるところではございま
す。

广告であることを誇張させず。マーケティング段階で分ではないのかなど、私どもは現在はそういう地で取させていただいております。

う見
は十
を導
りの
ありますけれども、これはそもそも最初からそういう取引自体をオプトイン規制をしていくわけでありますて、ほかの国は基本的にオプトアウト規制ということで、国際的な整合性というもののも

ば、いろいろ迷惑というのとは人様々でありますて、ある人にとっては迷惑であっても、ある人に
とってはそうでもないというようなこともありますので、やはり、もちろん規制はしなければいけないけれども、そういった意味での慎重性も十分

○荒木清寛君 私も、大臣がお述べになりましたように、あくまでもその商業広告、営業広告に対する規制であるという意味で、この改正案を、規制を支持するわけでござります。

そこで、法改正に先立ちまして、一月一日には

冒頭にも大臣がお話しになりましたように
要最小限の規制という意味で、やはり私もこ
トアウト規制がいいんだと思います。ただ
で本当に実効性が上がるのかと、うめきもら
つについてお尋ねをいたします。

そこで、本改正によりますいわゆるメールに対する規制と憲法で保障されている表現の自由の関係、このことは十分議論をされて改正案を提出されたのか、まず御説明を願います。

省令を改正をしまして電子メールによる広告に係る表示事項の追加ということを行われたわけですが、いわゆる「広告法」ということです。さいまして、先般衆の答弁を聞いておりますと、相当これは実効性をそれだけでも上げているとい

ますでしょう、また諸外国の規制は一体そ
ブトアウトとオブトイントどちらが主流なん
ろうかというようなことも踏まえて検討され
かどうか、お尋ねをしたいと思います。
ドイツなどでは、そもそも例えばそういう
事態が

第九部 経済産業委員会会議録第九号 平成十四年四月十一日【参議院】

○荒木清寛君 私も同じく考えておりまして、もしオプトイン規制をするのであれば、そもそも訪問販売の在り方自体をそうした規制にしなければやはり整合性がなくなるわけでありまして、それはちょっと行き過ぎなんであろうと思います。

そこで、そのことにも関連して、やはり必要最小限の規制にすると、あくまでもそういう営業の自由というのを最大限尊重する中で、どうしても困る場合に規制をしていくという考え方方に私は賛成でございます。

そういう意味では、特商法では指定商品、役務が限定をされておりまして、例えば現在のこの指定によりますと、薬の販売、消費者金融、不動産販売、旅行业などが対象から、今は指定商品にならないないわけでございます。したがいまして、こうした分野に関しての迷惑メールへの規制はどのように行うんでしょうか。アダルト系がほとんどだというふうには聞いておりますけれども、消費者金融のこうした勧説のメールもあるそうでございます。

そういう意味では、この特商法の中で規制をするという方法もあるんでしあげれども、一方で、そういう迷惑メール問題全体に対して機動的に対応するという観点からすれば、いわゆる投網を掛けてしまうというか、もう営業広告一般にそういう今回のそのオプトアウト規制を掛けるという、そういう包括的ないわゆる規制の仕方もあつたんだろうと思います。その方がそれは実効性という意味では漏れがないわけでございますけれども、その辺についての大蔵の御見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(平沼赳太君) この今回の対象になっております商業広告メールについては、ほぼすべてが特定商取引法でカバーできるものであると思っております。今回の改正は、このような実態を踏まえまして、商取引の公正と消費者保護を図る観点から、特商法により迷惑メールの問題への対応を行なうものであります。

この特商法でカバーしていない分野といったしま

しては、経済産業省の調査によると、少數ながら、不動産でありますとか旅行、それからおっしゃった風俗、さらには消費者金融の分野で迷惑メールの実態が見られるわけであります。また、医薬品分野について迷惑メールが存在するとも言われております。

これらについては、それぞれの分野の事業法によりまして他の事業活動と一体として規制がなされております。それで、各分野での迷惑メール問題の実態や特殊性に応じて必要な措置が講ぜられています。

なお、特商法では、商取引に対する法規制は先ほど来申し上げておりますように必要最小限にとどめるとの考え方立ちまして、指定商品制度を取っていますけれども、一部業法で規制しているものを除き、現在迷惑メールの実態のある商品、役務等は基本的にすべて私どもはカバーしていると、このように思っておりまして、また日進月歩のこういう世界でございますから、新たに問題が生じる商品でございますとか役務があれば、私どもは機動的に政令で追加をすることにより対応していくかたいと、このように思っております。

○荒木清寛君 確認のためにお聞きをしておきますが、特商法では、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提携誘引販売取引について規制があるわけござります。いわゆる出会い系サイトですかアダルト系サイト、あるいは風俗店の広告ですね。こういうものはこの特商法のどの分野に当たるといふことで規制に掛かるんですか、あるいは特商法以外の法律によって規制されるんでしょうか。確認をしておきます。

○政府参考人(古田肇君) 御答弁申し上げます。御指摘のいわゆる出会い系と呼ばれるサービスでございますが、特商法の中では、結婚又は交際を希望する者への異性の紹介の通信販売という位置付けにならうかと思います。

また、いわゆるアダルト系でございますが、アダルトビデオの通販でございますれば、磁気記録

媒体等により音、映像又はプログラムを記録したものとの通信販売に当たるかと存じます。さらに、アダルト画像の配信の場合には、映画、演劇、音楽等を鑑賞させ、又は鑑賞させることという役務の通信販売に当たるというふうに考えております。

○荒木清寛君 こういうのがあるのかどうか私も分かりませんが、風俗店の紹介という、それはどちらに当たるんですか。

お店の紹介そのものは取引そのものに入る、何ども来申し上げておりますように必要最小限にとどめるとの考え方立ちまして、指定商品制度を取っていますけれども、一部業法で規制している

ものでございますから、新たに問題が生じる商品でございますとか役務があれば、私どもは機動的に政令で追加をすることにより対応していくかたいと、このように思っております。

ただ、風俗営業法におきまして、設置型の店舗について正常な風俗環境を害するおそれのある方で広告宣伝を行なことは禁止されておりまして、さるに確認的に、昨年九月十九日に同法にかかる解釈運用基準が出されまして、無差別に携帯電話に広告又は宣伝の電子メールを送ることはこれに当たるということが言われております。

むしろ風俗営業法で禁止をされておるというふうに理解しております。

○荒木清寛君 そうした意味では、投網をかけるような包括的な規制ではないわけでありますけれども、しかし、十分今予想されるような事態にはこれで対応できるのではないかと私も思っております。

そこで、違反者の公表問題についてお尋ねをしたいと思います。

ある種の行政罰として悪質な事業者名を公表することは、違法な行為に対する抑止力としては有効であります。したがいまして、本年一月一日に、特商法に基づまして一定の場合に悪質事業者の名称等を公表する運用を開始をしたということは評価ができるものと言えます。もちろん、これはこの電子メール問題だけではありませんが、特商法に違反するような悪質業者の公表というこことでございまして、早々、三月二十二日には悪質

な内職商法業者の名称を公表するなど、迅速に対応をしておられます。公表文書には違反事実も詳細に記載をされており、消費者に対する啓発効果も高いと思いますけれども、ただ、私も拝見しましたが、公文書という性格上非常に硬い表現に理解をされるのであるうかというふうにも思いました。

したがいまして、今後は、悪質な事業者に対する断固たる姿勢で臨んでいただくことを要望するとともに、一般的の消費者に分かりやすく、また届きやすい形での公表を望みたいと考えますが、いかがでありますか。

○政府参考人(古田肇君) 御指摘ございましたように、私どもでは、事業者の公表ということについてこのところ前傾姿勢で臨んでおるわけでございます。公表に当たりましては、処分の概要のほか、当該事業者の取引概要をまとめた資料を策定いたしまして、記者発表、それから当省のホームページへの掲載、さらには都道府県、国民生活センターに対しまして消費者への周知を依頼しておるところでございますが、御指摘のように、分かりやすい資料といいますか分かりやすい公表の仕方ということについて消費者へお届けしていくかたいというふうに考えております。

○荒木清寛君 ホームページ等も十分有効に活用して取組をお願いしたいと思います。

先ほどもございましたが、この電子商取引ビジネスを促進するための基盤の一つとして、トラブルに巻き込まれた消費者の救済手段の整備が不可欠であります。が、現在どのような整備が図られておりますか。

○副大臣(古屋圭司君) お答えをさせていただきます。実際にトラブルに巻き込まれたときに消費者の救済手段はどういうことなのかということでござりますけれども、確かに最近消費者、電子商取引に対するトラブルも増えておりますので、消費者

保護、極めて重要なございます。

その救済手段の整備としては、まず一つ目が、昨年通常国会で電子契約法を制定をいたしました。これは、事業者が操作ミスを防止するための措置、いわゆる確認画面の設定、分かりやすいものにしていくということですね、これを講じていない場合には、消費者に重過失があった場合でもその契約は無効であるということを主張することができます。できるようその措置をしたところであります。

また、もう一つは、オンライン・トラスト・マーク制度を活用していただいたりとか、あるいはこれに関連をしてADRを推進をしていく。こういった現実的、実効的な救済手段を提供するための取組が進められておりまして、今後とも、政府としてもそういう必要な支援につき応援をしていきたいと思っております。

○荒木清寛君 今おっしゃいましたADR、いわゆる裁判外の紛争解決手段の整備ということは非常に大事でありますかと思います。消費者問題に対応するADRといったしましては、消費生活センターなど行政が主体となるもの、弁護士会の仲裁センターあるいは業界団体など民間が主体となつてているもの等々今もあるわけですが、それぞれがそれぞれ持ち味があるわけでありますから、有効に機能するように関係機関との連携に積極的に取り組んでいただきたいと思いませんが、大臣の決意を伺います。

○國務大臣(平沼赳氏君) 現在、司法制度改革の議論の中で、裁判外の紛争処理制度、いわゆるADRの拡充、活性化についておっしゃいましたADRの拡充、活性化についての方策が検討されております。消費者取引の分野においても、消費者にとって利用しやすく実効性のあるこのADRの整備は重要な問題だと、このように認識しております。

とりわけ、遠隔地にいる者の間で少額の取引が行われるインターネット取引についてはADRの整備が喫緊の課題だと思います。

このため、昨年十一月から電子商取引推進協議会において関係機関と連携をいたしまして、AD

Rの実証実験を進めているところでございます。

さて、この実証実験においては、一つは、相談によって解決しない場合、オンラインでのパネルによる調停プロセス等を用意し、そして二つ目には、トラストマーク取得事業者は消費者からの訴えがあれば必ず調停に参加するように約款上の義務付けを行う、こういった試みを行っているところでございます。

さらに、本年一月からは米国、韓国の関係団体と連携をいたしまして、国際間の電子商取引に係る消費者トラブルを解決する仕組みの試験的運用も開始いたしております。

経済産業省といたしましても、このような取組を支援して、消費者にとって利用しやすく実効性のある多様なADRが実現するように努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○荒木清寛君 最後に、先般、先般といいます

か、平成十二年の訪問販売法、現在の特商法の改正の効果についてお伺いをしたいと思います。

この五百五十年国会におきます改正の一つは、業務提供誘引販売取引の適正化、いわゆる当時も問題になつておきました内職・モニター商法に対する規制ということが入つておられたわけでございます。その後、二年が経過をしておりますけれども、最近もいろいろマスコミの報道等によりますと、特にこうした不況といいますカリスマが進んでいるというようなことに乘じまして、むしろ被害が増えているというような報道もあるわけでございます。より巧妙になつてきたという報道もございます。

○荒木清寛君 終わります。

○西山登紀子君 日本共産党の西山登紀子でございます。

今回の法改正というのは、電子メールによる一方的な商業広告、いわゆる迷惑メールについて電子商取引の適正化及び消費者保護の強化を図るために商業広告を行う販売業者に対する必要最小限の規制を行うものであります。我が党もこの改正案には賛成でございます。

まず最初にお伺いをいたしますけれども、この電子商取引というのは新しい取引分野であります。現在、社会問題になつてているいわゆる迷惑メールへの苦情、迷惑メールによる被害、どのくらい起きてているのか、経済産業省、それから総務省、それから内閣府、それぞれに実態について御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(古田肇君) お答え申し上げます。

いわゆる迷惑メールと言われるものの実情でござりますが、必ずしも公式統計があるわけでございませんが、私どもなりに承知しておりますことにつきまして申し上げますと、携帯、PHS関係六グループ企業に対して、昨年五月以降、毎月五万件から十万余件、ピーク時には、昨年六月でございますが、十四万件の苦情相談が寄せられており

○政府参考人(古田肇君) 御答弁申し上げます。

昨年六月から、御指摘の業務提供誘引販売取引に係る部分を施行しておるわけでございまして、これによつて消費者被害を未然に防止し、又は被害を回復する手段が広かつたということで、私どもとしては消費者等に対する周知に努めてまいりました。

消費者相談の中で、御指摘の内職・モニター商法に関する件数が改正法施行後増加しておることは事実でございます。これは、一面では法改正によりつて消費者の関心が高まつたことも一つの要因として挙げ得るのではないかというふうに思つております。

消費者相談のこれに関する件数それ自体は昨年十月をピークに減少してきておりますが、この問題、私どもとしては既に二業者に対して業務の是正を命ぜる指示を行つておりますし、そのうち一業者に対しては更に業務停止命令を行い、かつ当該事業者名を公表したところでございます。

私どもとしては、引き続き違反行為に対し厳正に対処してまいりたいというふうに考えております。

事業者に対しては更に業務停止命令を行い、かつ当該事業者名を公表したところでございます。

私は、最近もいろいろマスコミの報道等によりますと、特にこうした不況といいますカリスマが進んでいるというようなことに乘じまして、むしろ被害が増えているというような報道もあるわけでございます。より巧妙になつてきたという報道もございます。

したがつて、今法改正で議論がされておりますけれども、消費者が安心してこの電子商取引に参加していく上でのルールの確立というのは、電子商取引の未来を左右すると言っても過言ではないと思うんですね。

背景的な問題、午前中からある御説明もいたしましたけれども、私もお聞きしたいと思いま

す。

現在、社会問題になつてているいわゆる迷惑メールへの苦情、迷惑メールによる被害、どのくらい起きてているのか、経済産業省、それから総務省、それから内閣府、それぞれに実態について御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(古田肇君) お答え申し上げます。

いわゆる迷惑メールと言われるものの実情でござりますが、必ずしも公式統計があるわけでございませんが、私どもなりに承知しておりますことにつきまして申し上げますと、携帯、PHS関係六グループ企業に対して、昨年五月以降、毎月五万件から十万余件、ピーク時には、昨年六月でございますが、十四万件の苦情相談が寄せられており

うかといいますと、国民全体、とりわけ消費者にとって十分に確立しているとは言えない、急成長の新しい分野でもあるというふうに思います。そこにIT社会の光と影というのがやっぱりあるだ

ううと思います。

この二、三年でインターネット利用者が急増いたしまして、実際に四倍化したということで、数字を見ますと、四千七百八万台ですか、携帯にありますインターネットサービス利用は四千九百四十四万人に達しているということなんですね。非常に手軽に使つてているんですけれども、実はその中で、ITといいういわゆる情報技術、インターネット利用についてはやっぱりいろんな能力の差があると思います。電子商取引業者と国民、消費者との間には能力の格差、いわゆるデジタルディバ

イドが歴然と存在しているというやえにいろんな問題が起つてくるということではないかと思いま

す。

したがつて、今法改正で議論がされておりますけれども、消費者が安心してこの電子商取引に参加していく上でのルールの確立というのは、電子商取引の未来を左右すると言っても過言ではないと思うんですね。

現在、社会問題になつてているいわゆる迷惑メールへの苦情、迷惑メールによる被害、どのくらい起きてているのか、経済産業省、それから総務省、それから内閣府、それぞれに実態について御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(古田肇君) お答え申し上げます。

いわゆる迷惑メールと言われるものの実情でござりますが、必ずしも公式統計があるわけでございませんが、私どもなりに承知しておりますことにつきまして申し上げますと、携帯、PHS関係六グループ企業に対して、昨年五月以降、毎月五万件から十万余件、ピーク時には、昨年六月でございますが、十四万件の苦情相談が寄せられており

ます。

また、昨年秋に私どもで行った調査によりますと、携帯向けメールの場合に、非常に迷惑ないしや迷惑というふうに感じておられる方々が九四五%、パソコン向けメールの場合には八〇・五%という高い数字を示しております。

それから、経済産業省の消費者相談室への苦情相談件数も迷惑メールについては急速に増えているわけですが、平成十三年度の数字で申し上げますと、相談件数が百四十五件、そのうち、具体的に取引に入つてトラブルになつている事例の件数が六十四件ということです。

○政府参考人(鍋倉真一君) 古田審議官と私もダブつてしまふんです。私どもの場合も所管が携帯電話事業者でございますので、六グループから苦情相談の件数は常時聞いておるわけでございますが、昨年四月からいわゆる迷惑メールというのは急増しまして、六月がピークで十四万件でございました。

その後、いろいろ施策を打ちましたので減つてしまひましたけれども、その後も毎月五万件を超える苦情が寄せられているということで、直近の、本年二月でござりますけれども、依然として六万一千件を超える苦情がござります。

○政府参考人(永谷安賀君) 私どもの国民生活センターで、これは迷惑メールということで限定したものはなくて、もうちょっと範囲が広くなるかと思いますけれども、インターネットに関する苦情件数ということで、平成九年で千九百九十五件であったんですねけれども、平成十二年度に一万七千二十八件、それから平成十三年度で二万三千二百三十一件ということで、十倍以上に増加しているという状況になつております。

○西山登紀子君 いろんな角度から把握をしても非常に急増しているということなんですが、その中身は何かということです。先ほど来消費者が迷惑を感じる、何がどのように迷惑を感じているかという中身をやっぱりきちっと見る必要がある

し、また、パソコンと携帯電話では被害の違いがあるんじゃないかな。そういう問題点についても説明をしていただきたいと思います。

○政府参考人(古田肇君) 御説明申し上げます。非常に迷惑あるいはやや迷惑と感じる方々の比率について先ほど御答弁申し上げたところでござりますが、その中身について、携帯電話向けメールにつきましては、余分な通信料金が掛かること、不快な内容であることなどが上位に挙げられます。

一方、パソコン向けのメールに関しましては、個人情報が流出していないか不安であること、メール廃棄に余計な時間が取られることが上位に挙げられています。これは私ども昨年の調査でござります。

また、本年二月に内閣府の方で行われました調査でもほぼ同様の結果となつておりますが、携帯電話向けメールでは受信料を払わなければならぬこと、パソコン向けメールでは個人情報が流出していないか不安であることがそれぞれ第一位になつております。

○政府参考人(鍋倉真一君) 私ども、官邸へ寄せられた苦情あるいは私ども総務省に寄せられた苦情というものを、主なものをまとめてみたものがございますけれども、一つは、時間を問わず、これは携帯電話に限りますが、時間を問わず望まない電子メールを送信されて平穏な生活が、何といふんですか、乱されると。要するに、自分で持つておりますけれども、私どもで国民生活モニターといふのを置いておりまして、そのモニター、全国に二千三百名ぐらいモニターがいるんですけども、そのモニターを使って消費者が迷惑と感じているものは何かという調査をいたしました。結果

なお、消費者ではございませんけれども、携帯電話事業者も正常なメールが遅れるということでお話を殺到しているということ、あるいはそのた

めの設備の増設をしなきゃいけないというようないいといふことがあります。三つの類型があるうかと思いま

す。

○政府参考人(永谷安賀君) 国民生活センターに寄せられております迷惑メールについての相談事例であります。三つの類型があるうかと思いま

うわけですね。それで、今一番だという調査の報告がありましたけれども、中でもNTTドコモのモードが一番多く被害を出しているようなんですね。

そこで、ほかの携帯電話事業者のメールサービ

スと比較をして、ドコモにいわゆる苦情、被害が多いというのは一体何が原因しているのか。私が思いますのは、料金体系が非常に問題じゃないかと思うんですけども、ほかの主な携帯事業者との比較を含めて、ドコモの問題について御説明をしていただきたいと思います。

○政府参考人(鍋倉真一君) 先生今おっしゃいましたように、苦情の中で、やはり迷惑メールなのにもかかわらず自分がお金を払う、受信した方がですね、それは非常に迷惑だというか、それが一番問題だということが苦情の中で一番多うござい

ます。

ただ、これをそれじゃ発信者から取るようにしようかということを考えるわけでございます。が、電話と違いまして、インターネットの場合にはAからBへ通話というか通信が行われる場合にいろんなプロバイダーを通つてまいります。そのプロバイダーを通るのが、通話によってAからBへ同じ地点に行くのにいろんなところを通るのでも、その都度ルートが違います。ということで、接するプロバイダー同士で料金を決済するシステムになつてているというのがインターネット上の決済の方法でござります。ということで、携帯電話事業者は何らかの形で受信者からお金を取らなければいけないという仕組みに、インターネット上の仕組みを変えない限りはなつてゐるわけござります。

じゃ、しかばばほかの事業者と違ってドコモはどうなのかということでございますが、今申しますように、基本的には受信者からお金をおいているというのと同じでございます。ただ、いろんな工夫をしていて、それぞれ違つた体系を取りつておるということで、そのお金の取り方が違

うなおそれを持つておるということになつております。

○西山登紀子君 今、御説明をいただきましたよ

うに、いわゆる受信料を消費者が携帯電話の場合に払わなくちゃいけないということについて、こ

れは非常に大きな問題じゃないかというふうに思

例えば、JFFオンの場合ですが、「一通当たり百九十二文字までは無料」という形を取っています。百九十二文字までは無料なんですが、ただ、その後その続きを読もうとしますと、「一通当たり八円」という形になります。

をやつていらっしゃいますね、これは。いろいろ工夫をしていらっしゃると。そういうことをやつぱり大手のNTTドコモの場合もきちっとやらなきゃいけないんじやないか。

でそれ以上超えちゃったら料金をいただきますよ
ということで、迷惑メールを受けるということについて
はカウントしているということになろうか
と思いますので、ちょっと時間がないので先へ急
ぎますけれども。

ている場合にまで一方的に電子メールによる商業広告を送り続けるのはならないという再送信の禁止を規定することにいたしたわけございまして、これによりまして、事業者は消費者からいつたん

後その続きを読もうとしますと、一通当たり八円
ということでかなり高い料金を取っています。で
すから、百九十二まではゼロですけれども、その

でしょうか、それと出すということになつてゐる
わけですから、ドコモもそういうふうな選択がで
きる、あるいは着信料を払わなくとも済むよう
な、そういうメニューなどの工夫というのも当然

費者側の経済的な負担を少なくするということにについての、技術的なことも含め、また企業責任として企業の負担を企業側がそれを受け持つというようなことも含めて私は努力をなさるべきだと思います。そういうふうに是非やるべきだと思いま
○西山登紀子君 いろいろと消費者保護についての対策が盛り込んだんだという御説明なんですがれども、先ほど来御説明があったように、消費者保護を図っていくと、こういうことでお願いをしているところでございます。

ります。それから、Ezweb、auグルーパでござりますけれども、これも一通当たり〇・八一

者がその料金を決める形になつておりますので、私どもが、何といいますか、指導する立場にはなつたでござりますが、客観的に見てござります

でお金をいただいているということです。

○西山登紀子君 私もこういう分野は本当に勉強しているところなんですが、今、百通までとおっしゃいました、ドコモの場合は。もう少し詳しく述べます。

ます。インターネットの場合には、その固まりか大体四つぐらいが一メールと考えていただけれ

ば、平均です、これは。ですから、平均大体百通まで無料ということになつております。

○西山登紀子君　問題は、ドコモの場合は加入者

か非常にほかの業者に比べて多いですね。十二月末現在で三千十八万、それからJフロンの場合

は九百三十二万、auの場合は八百九十九万といふことで、非常に加入者がドコモにたくさん加入

をしているということなんですが、どうもほかの

Jフォンとかauのケルトフを見ますと、百九十二文字までJフォンの場合は無料にしているし、auグループだと選択が可能だというふうなこと

れてくるということを期待しておりまして、インターネットを使った迷惑メールのいわゆる料金そのものについて、私どもとしては直接には法改正なり検討の対象には今日は取り込んでいなかったということをございます。

○西山登紀子君 一人一人の消費者がその迷惑をどのように何をどう迷惑だと受け止めるのかといふことについてはいろいろあるんだけれども、やっぱり経済的な、納得がいかない、迷惑を掛けられた上にお金を払うということについてのその不快感、経済的な負担というのはやっぱり対策を取って、何らかの対策を取らなきゃいけない一番大きな問題じゃないかなというふうに思つてますね。

その点の重要性について、もう一度繰り返しになるかもしませんけれども、例えば迷惑メールを受け取った、そしてそれを自ら電子メールアドレスへ変更するようないろいろな手続をお困りになつていらっしゃる、先ほどおつしやつたような、やっぱり課金、受け取った側で更にお金を払うというそういう負担もあるし、さらに、それをやめさせるためにはもう次から送らないでくださいねというふうに業者に言うときにそれも負担をしなきゃいけない。さらに、こういう業者が更にまた送られてきましたよ、やめさせてくださいねと言つ場合にも今度は経済産業省にあるいは協会の方に電話を掛けなきゃいけないという、二重三重の経済的な負担、精神的な煩わしさと同時に経済的な負担というのがやっぱり掛かっている、消費者に掛かっている。

このことについてやっぱり消費者は納得いかないというふうに思うんですけれども、これは検討していく必要があるというふうに思うんですけれども、それはどうですか。それも要らないと思いますか。

○政府参考人(鍋倉真一君) 政府の一員である私がお答えをするのはちょっといさかか僭越なんですが、規律をしておりまして、先生御承知だろうと思ひますけれども、こういう迷惑メールというのは、架空アドレスを生成するソフトがありまして、それを使ってもうだらめなアドレスを生成して大量に発信をいたします。その中で十分の一なり百分の一なり当たればいい、届けばいいと、こういう発想でメールを送つてまいります。ですから、ほとんど架空のアドレスで届かない、そういった大量なメールがネットワーク上を流れているというのが現状でございます。そこに着目いたしまして、そういう架空アドレスを生成するソフトを使って発信することを禁じるという、根本を抑えるような規律がその議員立法の中には規定をされております。

○西山登紀子君 本当に泣きっ面にハチというか、もう二重三重に精神的な負担もそうだし、経済的な負担も負担しなきゃいけないということについて、これはもうやっぱり消費者としては納得いかないというような気がいたします。それで、経済産業省にお伺いした、電話を掛け、つまり、もう迷惑メールだから要りませんよといふふうに連絡をして、さらに、それを経済産業省に、また送られてきた場合には経済産業省に苦情の通知をしなきゃいけないわけですけれども、苦情の通知をしなきゃいけないわけですねといふふうに連絡をして、それを経済産業省に苦情の通知をしなきゃいけないわけですねといふふうになつていますけれども、これはやはり何とかしないきゃいけないんじゃないでしょうか。

○政府参考人(古田肇君) 一つは、経済産業省に迷惑メールについて通報するときの通信費用をどうするのかという御指摘かと思いますが、繰り返しになりますが、今回の法改正の中ではぎりぎりの、最小限の必要なルールとして、消費者に対しメールの件名欄だけを見て要不要の判断ができる

るようになりますと、あるいは事業者に対する受信拒否ができるようになりますことということで省令でござりますけれども、今日の衆議院の本会議で、議員立法で迷惑メール防止法案、略称でございますけれども、可決、成立をいたしました。

この中では、そういう迷惑メールを発信するものを規律をしておりまして、先生御承知だろうと思ひますけれども、こういう迷惑メールというのは、架空アドレスを生成するソフツがありまして、それを使ってもうだらめなアドレスを生成して大量に発信をいたします。その中で十分の一なり百分の一なり当たればいい、届けばいいと、こういう発想でメールを送つてまいります。ですから、ほとんど架空のアドレスで届かない、そういった大量なメールがネットワーク上を流れているのが現状でございます。そこに着目いたしまして、そういう架空アドレスを生成するソフトを使って発信することを禁じるという、根本を抑えるような規律がその議員立法の中には規定をされております。

○西山登紀子君 本当に泣きっ面にハチというか、もう二重三重に精神的な負担もそうだし、経済的な負担も負担しなきゃいけないということについて、これはもうやつぱり消費者としては納得いかないというような気がいたします。それで、経済産業省にお伺いした、電話を掛け、それから、話は戻りますが、広く一般に相談あるいは申出という形で消費者が行政サービスを利用する場合に、その通信費用というのはやはり消費者に様々な手段を提供するというのを今回の私たちの考え方でございます。

それから、話は戻りますが、広く一般に相談あるいは申出という形で消費者が行政サービスを利用する場合に、その通信費用というのはやはり消費者に御負担いただいているわけでございまして、今回の迷惑メールにかかる相談や申出につきましても、私どもとしてはこれと同様に対応していくかたいというふうに考えております。

○西山登紀子君 ほかの苦情相談なんかもみんな自分の、自前のお金で苦情を通報してくるんだからこれだって自前でやってほしいと、そういうふうに言われるんだろうと思いますけれども、先ほどどうぞいまと、今回の迷惑メールにかかる相談や申出につきましても、私どもとしてはこれと同様に対応していくかたいというふうに考えております。

○國務大臣(平沼赳夫君) 御指摘のような通販事務者がフリーダイヤルの設置等を行なうかどうかは、当該事業者の経営上の判断によるべき問題でございまして、政府がそのような対応を義務付けたり指導したりするといったことはすべき性格のものではないと私ども判断をしております。

○西山登紀子君 電話で、通販なんかでは既に施設をしているような、技術的にはやっぱり可能だというふうに思いますので、是非そういうことも。迷惑メールが本当に殺到しているというふうな状況、それから携帯の場合も先ほど数が出されましたけれども、ドコモが少し料金を、料金体系を少し変えたといつても、その苦情というのは直近のあれでも一月に六万一千件、六社であるというような状態ですから、これは何らかの工夫が必要だというふうに思います。

つきましては、私はやはりオプトインについては業者の自主的な採用、これをやっぱり推奨されるべきだというふうに思つております。といいますのは、オプトインを全面的に導入するということになりますと、非常利だと非商業的な広告にまで一括して規制が掛かってくる。そういうのかということでございますが、表示義務をどうなりますと、憲法上の精神的な自由、表現の自由といふところに抵触していく問題も出てきますので、これについては、やはりオプトインについておおくということで受信拒否をするとか、あるいは希望する事業者からのみ受け取るサービスのマークを表示されたメールを開封せずに捨ててしまうということありますとか、希望しない事業者からの広告はそのアドレスを通信事業者に登録の連絡をするという手段のほかに、そもそも広告しておおくということで受信拒否をするとか、あるいは希望する事業者からのみ受け取るサービスのマークを表示されたメールを開封せずに捨ててしまふことありますとか、そういうふうに私は思つております。それだから、今度の改正のようにやはりオプトアウト規制というのが今の現段階では妥当ではないかというふうに私は思つております。それだけに、業者の姿勢が問われてくるんじやないか、消費者に迷惑を掛けないといふいい業者としてのモラルが問われてくるといふふうに思つわけです。アウェー規制というのが今の現段階では妥当ではないかというふうに私は思つております。それだけでは、これについては、やはりオプトインについておおくということで受信拒否をするとか、あるいは希望する事業者からのみ受け取るサービスのマークを表示されたメールを開封せずに捨ててしまふことありますとか、そういうふうに私は思つております。それだから、今度の改正のようにやはりオプトアウト規制というのが今の現段階では妥当ではないかというふうに私は思つております。それだけに、業者の姿勢が問われてくるんじやないか、消費者に迷惑を掛けないといふいい業者としてのモラルが問われてくるといふふうに思つわけです。

次に大きな問題は、クーリングオフの問題についてお聞きをしたいと思うんです。

これは、クーリングオフについては強制的に契約されたものには無効だということでございます。

けれども、果たしてこの迷惑メールによる通信販売はどうなのかというふうなことなんですね。

この迷惑メールの中には非常に手の込んだ誘導的な画面で引き付けていくというものもあるわけでありまして、最近では子供が仕組まれた画面をこうやっているうちに誤って契約してしまったという被害が起きていたということなので、これはやっぱりトラブルが急増している現状においてはやっぱりこのクーリングオフの検討というものが必要な時期に来ているのではないでしょか。大臣のお考へをお伺いいたします。

○政府参考人(古田肇君) 御答弁申し上げます。クーリングオフ制度を通信販売について設けてはどうかという御議論は時々耳にするわけですが、これが消費者から的一方的な無条件解除を契約締結後一定期間認めるということでございまして、かつこれに伴うすべての金銭負担を事業者に負わせるという民法の原則に対する非常に大きな例外を認める大変強い措置でございます。

したがって、これまで訪問販売でありますとか電話勧説販売でありますとか、対面勧説で冷静に判断できないままに契約を締結してしまうおそれがあるような取引形態に限つてこの制度を設けてきておるわけでございます。

そういう趣旨で、通信販売につきましては、事業者による直接的な対面勧説が行われていないこと、あるいは顧客が広告を見て自分の主体的な判断で郵便等により申込みを行つるものでござります。あるいはメールにより申込みを行つものでありますので、その過程において自由な意思形成をどこまで妨げるようなことになるのか、この点については大変慎重に考えていく必要があるんではないかと、そういうふうに考えております。ただ、このような法規制とは別に、民間における

る自主的な取組といったしまして、返品を積極的に受け入れるようなものは進められております。例えれば、先ほど来御議論のありましたオンライン・トラスト・マークの制度の中で、マークを付与された事業者につきましては原則として返品を認めるとということになつております。

○西山登紀子君 業者の中の自主的な努力というのもそれは推奨されるべきことだと思うんですが、私が、私、この国民生活センターの調査報告書といふのをちょうど見ておりまして、こういうふうに書いてあるんですよ。

「消費者からみたインターネット取引の特性」というのがあります。そこに、このいわゆる電子商取引というのは、「自由な情報交換ができる反面、どのような人がその情報を提供しているかまつたく分からぬ場合もある。インターネット上から悪徳業者や詐欺的な行為を行おうとしている者をあらかじめ完全に排除することは難しい。さらにそうした者を摘発等により事後に完全に排除するのもまた難しい。」というふうに国民生

活センターの調査報告は書いているんです。つまり、引っ掛かる人もいるよということで、今はクーリングオフというのは認められておりませんので、最後のところに、じゃどうするかということで、消費者の皆さん注意が必要ですよという内

容になつておりますから注意してください。トラブルが発生しておりますから注意してくださいね」という内容になつております。クーリングオフなどということは非常に重要なこともあるんでしょうが、しかしこういう問題提起がされて

いるふうに、さっきは対面ではないというお話をあつたんですが、ここに面白いのは問題点として、その電子商取引の、むしろ、もちろん利点は即時性、常時性、グローバル性、これははすばらしいものだと、これは私も認めます。しかし、問題

点としては匿名性、誤操作性、記録消滅性等が指

摘できるというふうに、非常な問題性があるぞというようなこともある説明があるので、これは大いに検討課題じゃないかと思うんですが、大臣、いかがですか。

○國務大臣(平沼赳夫君) そういう問題というのを受け入れるようなことはありますけれども、その点でお伺いをしたいと思います。

は、確かに御指摘のとおり私は存在していると思います。そういう意味では、今後の検討課題にはなると思っています。

○西山登紀子君 それでは次に、実効性、今度の法改正によって迷惑メールが本当になくなるのか、消費者は保護されるのかという点なんですか

か、消費者は保護されるのかという点なんですか

か、消費者は保護されるのかという点なんですか

か、消費者は保護されるのかという点なんですか

か、消費者は保護されるのかという点なんですか

か、消費者は保護されるのかという点なんですか

○西山登紀子君 最後に、大臣にお伺いいたしました方針のため、行政処分や罰則に科す前に隠れしたり連絡が取れなくなりますというようなそ

ういう問題提起も、などもあるんですけど、先ほど日経に、取締りの初期段階でメールで警告する

すけれども、先ほど来、やっぱり特定した悪徳業者の公表ということがやはり消費者保護につながるんじゃないかというお話がありました。

そこで、手口も、手口についても、悪徳の手口についても、情報公開をして消費者保護につながるということを是非イニシアチブを発揮していただきたい、大臣がイニシアチブを取つていただきたいと思います。

事業者については公表するということと、それから手口も、手口についても、悪徳の手口についても情報公開をして消費者保護につながるということを是非イニシアチブを発揮していただきたい、先ほど来たたくさん来ていただいておりますけれども、経済産業省、内閣府、総務省、公取など多省

にまたがる問題でありますので、是非経済産業省にてまとまる問題でありますので、是非経済産業大臣がイニシアチブを取つていただきたいと思います。

事業者名の公表につきましては、法律上は業務停止命令を行つた場合にその事業者名を公表することが義務付けられておりまして、これまでにわずかですけれども、二社に対して業務停止命令を行つたことがあります。

事業者名は公表しております。また、経済産業省では、先ごろ、本年二月以降の違反行為についてこれまでの特定商取引法の運用を改めて、業務停止命令の前段階に当たる指示の段階においても原則として事業者名を公表する方針を明らかにしましたところでございます。

消費者に対しましては、当然のことながら積極的に情報提供しなければなりません。御指摘のよ

うに、関係省庁たくさんございますので、経済産業省も強力に私がイニシアチブを取りながら一生懸命頑張つてまいりたいと思っております。

○西山登紀子君 よろしくお願ひします。

○広野ただし君 今日もしんがりでございますが、お疲れでしょうか、大臣にも始め皆さんにお

答えをいただきたいと思います。

先ほどからいろいろとありますように、インターネットビジネス、着実にまた急速に伸びている中で光と影といいますか、インターネットビジネスの光と影という部分があつて、その影の部分を今回また規制をして、健全な発展を図っていくということだと思うわけがありますが、この高度情報通信社会における影といますが、そういう部分で、今年の四月の一日に発足しましたみずほ銀行、大変なトラブルが起きて、消費者あるいはユーザーに大変な迷惑が掛かった。二年以上の準備期間があったにもかかわらず、そういうことに対応できなかつた。どういう問題点があつてそういうことになつたのか、また、今後そういうことはもう絶対に起こらないといいますが、そういう対応になつておるのか、金融庁から伺いたいと思います。

○政府参考人(増井喜一郎君)お答えいたします。

先生御指摘のように、今般、みずほ銀行において口座振替を含むシステムなどの障害が発生いたしまして、決済システムの円滑、正常な運行に支障が生じたことについては私ども大変に遺憾に思つておりまして、事は極めて重大であるというふうに認識を持ております。

金融庁といいたしましては、一日も早くすべての取引を正常化させるとともに、今回の問題の原因を明確にし、万全な再発防止策を講じるように求めているところでございます。このため、今般、銀行法二十四条一項に基づく報告を求めまして、昨日報告を受けたところでござります。昨日の報告では、今回のトラブルの内容あるいは発生原因、銀行の対応状況、再発防止策等が記載されておりますが、必ずしも実態が解明し切れていない部分がございます。そういう意味で、中間的な報告でございます。

今後、金融庁といいたしましても、システム専門家などを交えまして、再発防止対策等についてな

お検討を要するため、引き続き継続してヒアリングを行いまして、追加報告を求めたいと思っております。当庁いたしましては、今後のヒアリングの結果あるいは追加報告の内容などを詳細に検討した上で、今後の対応を判断をしたいとうふうに思っております。

○広野ただし君 大いに注目をして指導をしていただきたいと、こう思つております。

ところで、経済全般において世界的な業界再編成といいますか、そういうものは各地で、各業界で起こつてくるわけで、そういうときに、私はやはり情報通信システムといいますかそういうものの統合に伴う、あるいは分社に伴う整合性といいますか、そういうことはもう必ず起つてくる問題だろうと、こう思つています。

そういうことで、合併等、統合等が起つると漏なきようお願いをしたいと思いますが、大臣の決意をお願いしたいと思います。

○国務大臣(平沼赳夫君) 今回の大変な金融のトラブルというのは、国会でも責任者に来てもらつて、大変問題意識を持って国会でもこの問題は取り上げて、その善処方を強く国会の方からも要求されましたところであります。そして、引きこされた混乱というのは大変日本の経済に大きな影響を与えたと思っております。

○国務大臣(平沼赳夫君) 非常に暗号といふものは、これからますますの情報化社会、大変重要な要素だと思っております。

今、先生のお話を聞いていたが、例えば、第一次世界大戦のときの真珠湾の攻撃というのは実はアメリカが全部傍受をしていたとか、また日本は五十六元帥の搭乗機の予定も全部傍受されて、待ち伏せを食つて撃墜されたと。そういうことで非常に暗号というのは重要なそういう意味を持つてゐると思います。

○広野ただし君 それともう一つ、こういうインターネットの社会における影の部分といふことで、私はよく、インターネットでアメリカ経由で行きますといろんなことが読まれてしまつております。私も海外にいましたときに、電話ではこれはもう必ず盗聴されていると言つていいようなことで、とかくありますけれども、大使館におきますいろんな情報です

とか、あるいは在外機関におきます、特に对外経済交渉等における言わば機密といふものはほとんど読まれておるというようなこともうわざされど読まれておるわけあります。

特に、ヨーロッパなんかが特に問題にしておりあるんではなかろうか。

特に、暗号の統一化といふようなことも言われますのは、エシユロンといいますか、いろんな意味で軍の技術を民間の方に転用しまして、言わばS Fの世界じゃないんですけれども、現実にやはりあるんではなかろうか。

特に、暗号の統一化といふようなことを言つて、そういうことを言つていまして、そういうものが、AESと言つてゐる暗号なんですかれども、それが、AESと言つてゐる暗号なんですかれども、そういうものを統一基準的に持つてこられますと、アメリカと取引していまして、そういうものが、AESと言つてゐる暗号なんですかれども、それを通じた不正アクセスやコンピューターウィルスに対する相談の受付、情報分析、収集や分析、そして情報提供を行つてゐるところでございま

なきやいけないというよなことで、簡単に読ま

れてしまふ。

今後とも、国民が電子政府の利用や電子商取引の活用を安心して行うことができるよう、私どもとしては情報セキュリティ対策を、政策をしっかりと進めなければならないと、このように思つております。

○広野ただし君 ところで、一〇〇〇年にIT基本法が制定され、また昨年に、一月ですか、IT戦略本部がスタートをして、一〇〇五年までに世界のトップ水準に追い付くと、こういうことでありましたが、ITバブルが崩壊をしたというようなことが影響しているのかどうなのか分かりませんけれども、最近、どうももう一つ熱が入つてないんじゃないかなと。特に、現代はドッグイヤーと言われるくらいに、今までの一年の七倍も八倍も高いようなスピードで行つてゐるということからいいますと、本当に二〇〇五年に追い付けるのか、または抜き去ることができるのか、今は全体的、どういうもので比較すればいか分かりませんけれども、世界的にどういう水準にあるのか、

インターネットビジネスにおいてですね、その点

よう十分に配意すること。

二 本法の実効性を確保するため、違法行為に
対しては、関係省庁、地方自治体、警察との
連携を緊密にし、機動的かつ厳正に業務の是
正・改善の指示等の措置を講ずることとともに、
そのための取締体制を整備すること。

三 本改正の内容について、消費者、事業者、
苦情相談等の窓口となる指定法人、消費生活
センター及び電気通信事業者等に対して十分
な周知徹底を図り、消費者保護の増進と事業
者の混乱の防止等に努めること。

また、若年層に対しては、被害の未然防止
のために消費者教育のより一層の充実を図る
こと。

四 本法によって規制できない新しい形態の迷惑
メールが発生した場合など、今後の情報通信
技術の進歩に伴って生じる新たな課題に対
し、状況を踏まえた速やかな検討を行うこ
と。

右決議する。

以上でござります。
何とぞ各委員の御賛同をお願い申し上げます。
以上です。

○委員長(保坂三蔵君) ただいま平田君から提出
されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま
す。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(保坂三蔵君) 全会一致と認めます。
よって、平田君提出の附帯決議案は全会一致を
もって本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。

ただいまの決議に対し、平沼経済産業大臣から
発言を求められておりますので、これを許します。
○國務大臣(平沼赳氏君) ただいま御決議のあり
ました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重
し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えて
おります。

○委員長(保坂三蔵君) なお、本案の審査報告書
の作成につきましては、これを委員長に御一任願
いたいと存じますが、御異議ございませんでしょ
うか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(保坂三蔵君) 御異議ないと認め、さよ
う決定させていただきます。
本日はこれにて散会いたします。

午後四時十九分散会